特 集

相続税・贈与税の一体的課税制度関係の改正

税理士：塩野入 文雄

◆要 点◆

❶ 令和５年度税制改正において、相続税制に係る「資産移転時期の選択により中立的な税制の構築」（資産の次世代（若年層）への早期移転の促進）に関する改正が一歩進められた。

❷ もっとも、相続税の現行課税方式である法定相続分課税方式など、その基本的な枠組みは存置された。また、贈与税の二つの課税制度（暦年課税制度及び相続時精算課税制度）も存置された。

❸ 相続税の課税方式をはじめとした相続税・贈与税の課税のあり方は、中期的な検討課題として引き続き検討することになった。

ⓐ 当面の対応として講じられた個別の改正事項は、本文に詳述する。

なお、例えば、相続時精算課税制度の使い勝手の向上を図るため、同制度に係る基礎控除の導入などの改正は、納税者を同制度の適用に誘導する要因になろう。

また、暦年課税制度における相続税の課税価格への加算対象になる相続開始前贈与の相続開始前３年以内から７年以内への延長は、高額な相続税事案となることが見込まれる富裕層の生前分割贈与への対抗策としての一面がある。

ⓑ 令和５年度税制改正における相続税制の改正は、資産承継対策の基本的な枠組みに変更が必要となるような影響を及ぼすものではない。

しかしながら、生前贈与の実行に際して、贈与税の二つの課税制度の相違点を踏まえ、特に相続時精算課税に係る基礎控除の効用を活用することが重要な検討事項になってくる。

ⓒ そして、生前贈与を実行する際は、個々の事案における個別具体的な状況・事情等に応じ、長期的かつ綜合的な視点に立った柔軟な見極めを行うことが、従前にも増して重要になってきている。

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません。

目　次

第１　はじめに〔改正事項の概括等〕……8
1　本稿の記述内容……8
2　改正事項の概括……8
第２　導　入……9
1　経　過……9
2　資産の早期移転の要請……10
3　生前分割贈与を通じた税負担回避への対応……11
第３　総　論―相続税制改正の基本的な考え方―……11
1　従前の整理……11
2　令和５年度税制改正における整理……13
第４　各　論―具体的な改正内容―……14
1　相続時精算課税制度関係……14
(1)　改正前の取扱い……14
イ　適用要件等（適用に伴うメリット）……14
ロ　適用に伴うデメリット……15
(2)　改正内容……16
イ　基礎控除の導入……16
ロ　価額固定効果の一部緩和措置の導入……19
(3)　その他の留意点……20
イ　相続時精算課税制度適用の最初の年分を110万円以下の贈与とすることの可否……20
ロ　改正の狙い……22
ハ　令和５年分までの相続時精算課税適用者への適用関係……22
2　暦年課税制度関係……23
(1)　改正内容……23
イ　相続開始前贈与の加算期間の延長……23
ロ　総額100万円の控除……24
(2)　７年延長の根拠等……25
イ　相続開始前贈与の状況……25
ロ　延長年数の根拠（検討）……27
ハ　贈与税の更正等の期間制限との関係……27
(3)　留意点等……28
イ　相続財産を取得しない受贈者……28
ロ　孫に対する贈与関係……29
ハ　教育資金一括贈与の非課税特例における新たな相続税課税要件の導入との関連……29
第５　実践に向けて……30
1　全体像の確認……30
(1)　基本的な視点（着眼）……30
(2)　加算処理に関する整理・確認……31
2　精算課税基礎控除の効用等……33
(1)　暦年課税制度関係……33
(2)　相続時精算課税制度関係……34
イ　年齢要件……34
ロ　試算方法……35
(3)　両者の比較……35
3　遺留分・特別受益との関係……36
(1)　差異の整理・確認……36
(2)　留意点……38
第６　今後の検討課題……39
1　基本的な視点……39
(1)　概　括……39
(2)　個別的事項……39
2　実務的な視点……40
(1)　前回寄稿における整理……40
(2)　個別問題の改正動向への注視……41
イ　小規模宅地等の課税特例関係……41
ロ　法人版事業承継税制関係（「中小企業者」要件等）……41
ハ　マンション評価（財産評価基本通達）の改正関係……41
【別表】　相続時精算課税制度と暦年課税制度の全体像の比較（Ｒ５税制改正後）……42
参考１　相続税における贈与加算の沿革……43
参考２　諸外国との比較……44

（※）　本稿は、令和５年3月上旬に脱稿しているため、令和５年度税制改正に係る改正政省令を織り込んでいない。

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません。

第１　はじめに〔改正事項の概括等〕

１　本稿の記述内容

本稿では、令和５年度税制改正による相続税制に関する「資産移転時期の選択により中立的な税制の構築」（以下、同税制を「相続税・贈与税の一体的課税制度」、又は単に「一体的課税制度」という。）の具体的な改正内容を中心に解説を行い、併せて、同制度の改正の背景等について触れる。

そして、今回の改正事項を踏まえ、本誌読者のご関心事である今後の資産承継に係る実践的な対応に向けた検討方法（基本的な切り口）に触れ、更に、引続き相続税制に残されている今後の（将来的な）検討課題について実務家の視点から若干言及する。

２　改正事項の概括

令和５年度税制改正による相続税・贈与税の一体的課税制度に関する改正事項は**図表１**のとおりであり、令和６年１月１日以降の贈与（及び相続）に適用される（改正後の相続時精算課税制度と暦年課税制度の全体像（比較）は、後掲42頁の**【別表】**参照）。

なお、この改正事項の適用について、（**図表１－３**）(b)欄に記載した令和５年分までの贈与に相続時精算課税制度を適用した者（受贈者）に対する適用関係にも注意が必要である。

図表１　相続税・贈与税の一体的課税制度の改正（概括）

（図表１－１）改正事項・内容

改正事項	内容等
❶　相続時精算課税制度の使い勝手の向上	ⓐ　少額贈与の不追及措置として、暦年課税制度の基礎控除110万円とは別に、新たに相続時精算課税制度に固有の基礎控除として各年110万円を導入。 ⓑ　一定の土地・建物の災害（被災）に伴う価額固定効果の一部緩和措置（みなし相続時における再計算）を導入。
❷　暦年課税制度における相続開始前贈与の加算期間の見直し	ⓐ　相続税の課税価格への加算期間を相続開始前３年以内から７年以内に延長。 ⓑ　延長された加算期間における贈与財産の価額から総額100万円の控除（加算不要）を措置(注)。

（注）　新相続税法19条１項*1に、「……（加算対象贈与財産のうち当該相続の開始前３年以内に取得した財産以外の財産にあっては、当該財産の価額の合計額から100万円を控除した残額）……」を加算すると規定されている。

*1　見出し：相続開始前７年以内に贈与があつた場合の相続税額

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません。

（図表１－２）改正後の贈与税と相続税との関係（概観図）

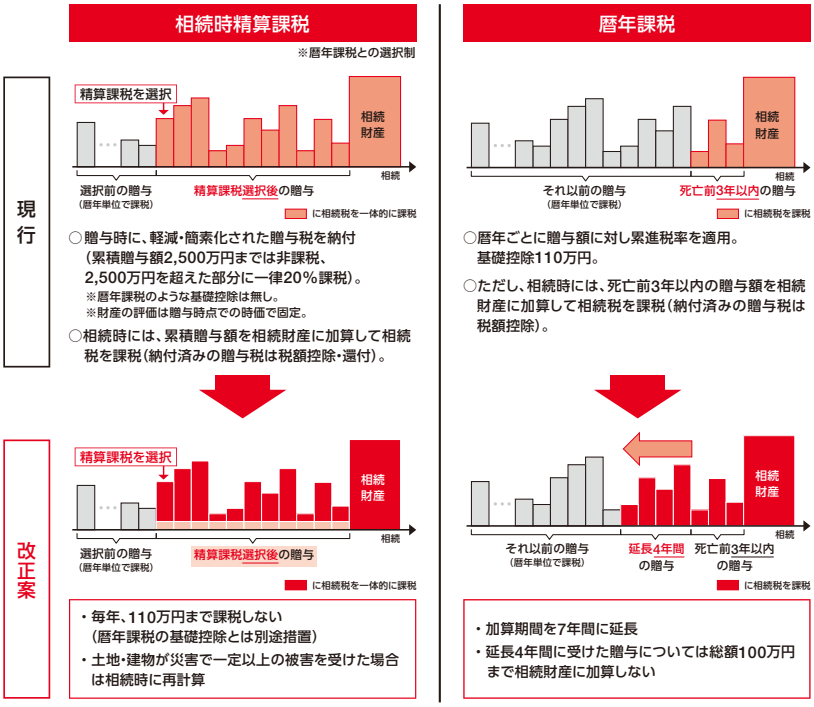

（出典） 財務省HP「令和５年度税制改正（案）のポイント」（令和５年２月） ５頁

（図表１－３）適用関係

区　分	内容等
(a)原則的適用関係	改正事項❶及び❷は、令和６年１月１日以降の贈与・相続に適用される。なお、暦年課税に係る相続開始前贈与の加算期間が７年になるまでの間、加算期間が１年＋αごとに延長されていく点は、23頁の図表10参照。
(b)令和５年分までの相続時精算課税制度の適用者に対する適用関係	相続時精算課税制度に係る改正事項❶の適用は、同制度を適用した受贈者（以下、「相続時精算課税適用者」という。）のうち、令和５年分までの贈与に適用した者に対しても、(i)令和６年１月１日以降、その適用に係る贈与者（以下、「特定贈与者」という。）から受ける贈与による贈与税の計算、又は、(ii)その特定贈与者の相続開始に伴う相続税を計算する際に、令和６年１月以降に被災した一定の土地・建物にも適用される（22頁の第4　1(3)ハ参照）。

第２　導　入

１　経　過

明治38年に日露戦争の戦費調達のために相続税法が創設されて以来、我が国の相続税制において、生前贈与は、基本的に相続税負担軽減策（回避策）として捉えられ、相続税の課税価格への加算措置等が講じられてきた（後掲43頁の参考１参照）。そして、昭和22年度税制改正による贈与税の創設後においても同税が相続税の補完税として位置付けられていたため、贈与税に関する低い基礎控除額と高い税率が相続税法に

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません。

規定され、相続税制（相続税法）は贈与に対して抑制的（禁止的）であった。

一方、最近における相続税制改正の底流に流れる基本的な視点に、「**資産移転時期の選択に中立的な税制の構築**」、あるいは「**資産の次世代（若年世代）への早期移転**」（以下、単に「資産の早期移転」という。）があり、贈与税の基本的事項に関する税制改正が**図表２**のとおり行われてきた（他にも法人版事業承継税制など贈与税関係の各種特例が創設されてきた。）。

図表２　最近における贈与税の税制改正（基本的事項）

改正年度	改正事項	内容等
平成13年度	贈与税の基礎控除の引上げ	贈与税の基礎控除60万円（相法21の５）＊2を110万円（措法70の２の４）＊3に引上げ
平成15年度	「相続時精算課税制度」の創設	直系尊属から推定相続人（子）に対する贈与に係る2,500万円の特別控除（累積適用可能限度額）及び一律比例税率20%並びにみなし相続課税による課税制度の導入（相法21の９＊4ほか）(注)
平成25年度	特例税率の導入（施行：平成27年）	直系尊属から直系卑属に対する贈与に適用する税率を一定の範囲で緩和（措法70の２の５）＊5

（注）　その後、相続時精算課税制度については、平成25年度税制改正（平成27年施行）による㋑贈与者年齢の65歳以上から60歳以上への引下げや㋺受贈対象者の孫への拡大などの見直しが行われてきた。これらの改正も資産の早期移転を図る施策の一環であった。

２　資産の早期移転の要請

上記**図表２**の贈与税に関する一連の税制改正の狙いは、高齢者が有する資産の早期移転を促し、その有効活用を通じて経済社会の活性化が図られることを期待している点にある。具体的には、**図表３**のように、現在の我が国では個人金融資産が高齢者に偏在しており、さらに長寿社会の進展によって（「老老相続」によって）、若年世代への相続による資産の移転が進みにくい状況が生じている。このため、その資産の移転時期にかかわらず（生前贈与による移転（贈与税課税）と相続による移転（相続税課税）とにかかわらず）、その税負担に大きな差を生じないような相続税と贈与税を一体的に捉えた課税制度の構築が求められてきていた。

ちなみに、令和５年度税制改正大綱（同大綱１頁）の冒頭部分では、企業の500兆円に及ぶ内部留保、全国にある観光資源及び豊富な人材とともに、約2,000兆円（令和４年３月末時点）に及ぶ個人金融資産を日本社会に多く眠っている「希望」の一つとして捉えている。このような捉え方については、論者によって様々な評価、意見等

＊2　見出し：贈与税の基礎控除
＊3　同上：贈与税の基礎控除の特例
＊4　同上：相続時精算課税の選択
＊5　同上：直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません。

があると思うが、我が国の経済社会における現状の一面が顕れている表現の一つであることに変わりはない。

図表３　年代別　金融資産残高について

○ 年代別の金融資産残高を見ると、この20年間で60歳代以上の保有割合は**約1.5倍**に増加
○ 足元では、個人金融資産約1,900兆円のうち、60歳代以上が**65%**（約1,200兆円）の資産を保有

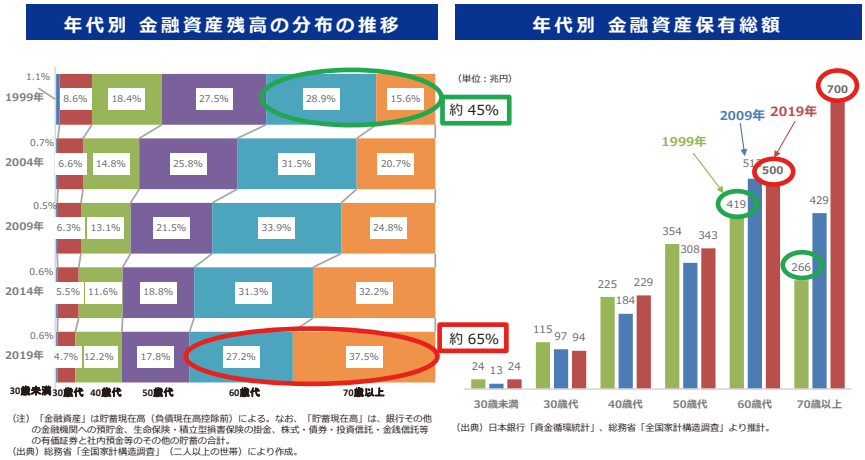

（注）「金融資産」は貯蓄現在高（負債現在高控除前）による。なお、「貯蓄現在高」は、銀行その他の金融機関への預貯金、生命保険・積立型損害保険の掛金、株式・債券・投資信託・金銭信託等の有価証券と社内預金等のその他の貯蓄の合計。
（出典）総務省「全国家計構造調査」（二人以上の世帯）により作成。
（出典）日本銀行「資金循環統計」、総務省「全国家計構造調査」より推計。

（出典）　令和４.11.８　政府税制調査会資料（財務省）18頁

３　生前分割贈与を通じた税負担回避への対応

一体的課税制度の構築に係る前記**図表１**の改正事項は、当面の対応として講じられた措置である。すなわち、後述するように、相続税の課税方式（遺産課税方式、遺産取得課税方式又は法定相続分課税方式（現行））をはじめとした相続税制（相続税及び贈与税）のあり方については、中期的な検討課題として整理され、その検討を継続するとされた。

一方、令和５年度税制改正に至るまでの間、資産の早期移転を図る点とは別に、例えば、令和３年度及び令和４年度税制改正大綱において、富裕層による生前分割贈与による相続税負担の回避の問題が触れられてきた（その実状は、次の第３において述べる）。すなわち、一体的課税制度の構築に当たっては、資産の早期移転を図る一方で、資産の移転に伴う適正な税負担を確保し、相続税制が富の再分配機能を発揮することを通じて、格差の固定化防止を図ることが求められてきている。

第３　総　論 ―相続税制改正の基本的な考え方―

１　従前の整理

相続税・贈与税の一体的課税制度の構築について、令和３年度及び令和４年度税制改正大綱に、その検討を「本格的に進める。」とされたことを受け、令和５年度税制改正に向けて政府税制調査会において「相続税・贈与税に関する専門家会合」の会

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません。

議が開催（令和４年10月に３回開催）されるなど具体的な議論・検討が進められてきた。

令和５年度税制改正大綱は、まず、「……高齢世代が保有する資産がより早いタイミングで若年世代に移転することとなれば、その有効活用を通じた経済の活性化が期待される。」とし、「一方、相続税・贈与税は、税制が資産の再分配機能を果たす上で重要な役割を担っている。高齢世代の資産が、適切な負担を伴うことなく世代を超えて引き継がれることとなれば、格差の固定化につながりかねない。」と述べている。そして、我が国の相続税制の構造的な課題について、次のように述べている（同大綱16頁４・(2)資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築）。

（我が国の相続税制の構造的な課題）

ⓐ　わが国では、相続税と贈与税が別個の税体系として存在しており、贈与税は、相続税の累進回避を防止する観点から高い税率が設定されている。
ⓑ　このため、将来の相続財産が比較的少ない層にとっては、生前贈与に対し抑制的に働いている面がある（生前にまとまった財産を贈与しにくいことになる）。
ⓒ　一方で、相当に高額な相続財産を有する層にとっては、財産の分割贈与を通じて相続税の累進負担を回避しながら多額の財産を移転することが可能となっている。

なお、上記の点に関して、財務省は**図表４－１**によって、現在の相続税制の下で財産を分割して生前贈与を行うことを通じ、相続税の税率よりも低い贈与税の税率が適用される領域（グレーのゾーン）、あるいは、その反対の適用関係となる領域（ピンク色のゾーン）が生じる構造になっていることを示し、「生前贈与でも相続でもニーズに即した資産移転が行われるよう、相続・贈与に係る税負担を一定にしていくため、『資産移転の時期の選択により中立的な税制』を構築していく必要があります。」と説明している。

図表４－１　相続税・贈与税の一体的課税制度改正の背景

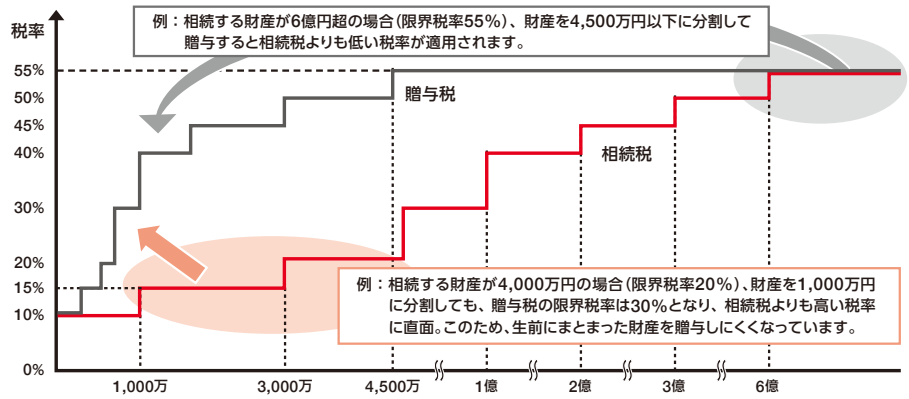

〈備考〉横軸において、贈与税は「課税価格（取得財産－基礎控除額）」を、相続税は「各法定相続人の法定相続分相当額（課税遺産総額を法定相続分で按分した額）」を指します。

（出典）　前記「令和５年度税制改正（案）のポイント」６頁

また、上記ⓒの点について、財務省は実際の申告データに基づいて作成した**図表４－２**によって、一般的には相続税よりも贈与税の負担率の方が高いが、遺産総額３億

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません。

円超のケースについて贈与税の負担率が相続税を下回る傾向があること、すなわち、高額な相続税事案となるケースでは、生前贈与による資産移転を図った方が税負担の軽減が図られている実状があることを示している（このような事象は、資産の早期移転を図ることだけに着目した場合、有効な構造・実状になっていることになるが、課税の公平や格差の固定化防止の観点からは、野放図に支持されることはあるまい。）。

図表４－２　相続税の負担率と贈与税の負担率の比較

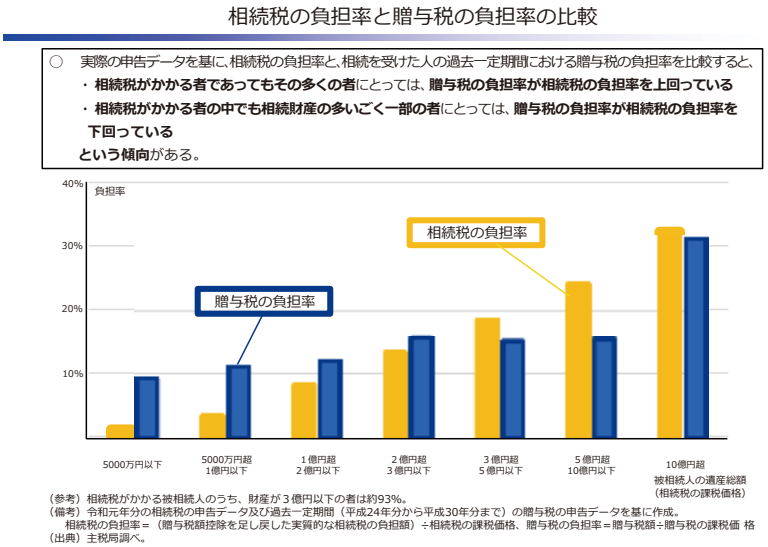

（出典）　前記政府税調資料25頁

２　令和５年度税制改正における整理

前述した政府税制調査会の専門家会合をはじめとした相続税制に関する検討・議論が進められた結果、大要、次のように整理された。

A　課税方式を含めた相続税・贈与税のあり方については、中期的な課題として幅広い観点から、今後も検討を進める。

B　当面の対応として、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度を維持しつつ、前記（図表１－１）の❶及び❷の改正を行う。

上記の２点に関連して申し添えると、日本税理士会連合会から諮問された同会税制審議会（会長（故）金子宏東大名誉教授）が、令和４年２月に「資産移転の時期の選択に中立的な相続税・贈与税のあり方について－令和３年度諮問に対する答申－」を同連合会会長に提出し、同年４月に同会HPで公表された。同答申は、その「おわりに」において、例えば、「本答申は、……『資産の世代間移転を促進するための税制』については、暦年課税制度を見直すことで対処し、『資産移転の時期の選択に中立的な税制』については、相続時精算課税制度の問題点を検証し、同制度を改善することによって対応すべきことを提言する

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません。

ものである。」（同資料10頁）としていた。上記専門家会合には、メンバー10名のうち、同連合会会長のほか税理士２名（計３名）がメンバーになっており、この答申の内容は、同専門家会合の議論に少なからず影響があったと思われる（注）。

（注）　同連合会HPには、「これらの改正は（筆者注：令和５年度税制改正による相続税制の改正を指している。）、本会の建議や本会税制審議会答申をベースとしており、今後、相続時精算課税制度の利用が大幅に増加することが予想されます。」との会長コメントが掲載されている（R４.12.16）。

第４　各　論 ―具体的な改正内容―

１　相続時精算課税制度関係

⑴　改正前の取扱い

イ　適用要件等（適用に伴うメリット）

相続時精算課税制度は、その年の１月１日時点における年齢が、18歳以上（注１）の子（推定相続人）や孫が、60歳以上（注１・２）の直系尊属である父母や祖父母から贈与を受けた財産の贈与税について納税者（受贈者）が同制度を選択適用すると（相法21の９）、暦年課税制度における基礎控除額110万円によらずに2,500万円の特別控除額（同制度適用年分以降における各年の累積適用可能限度額）を適用できる（相法21の12）*6。また、特別控除額を上回る課税価格に対して、暦年課税制度における累進税率（最高55％）の適用によらず、その金額の多寡にかかわらず一律20％の比例税率によって贈与税が課税される（相法21の13）*7。

そして、相続時精算課税適用者は、その特定贈与者が亡くなった場合、同制度を適用した年分以降に特定贈与者から贈与を受けた財産について、その贈与時の価額を相続税の課税価格に加算して相続税の計算を行う（相法21の15）*8。

なお、この加算処理に当たって、次の「２」で触れる暦年課税制度における加算処理と異なり、その相続時精算課税適用者が、特定贈与者の相続開始によって相続財産を取得しない場合であっても、その贈与財産を贈与時の価額によって相続等により取得したものとみなして相続税が課税される（相法21の16）*9。

また、相続税の申告において納付済の贈与税額が控除され、さらに控除不足額が生じた場合は贈与税が還付されるケースが生じてくる（相法33の２）*10。

（注１）　贈与した年の１月１日時点の満年齢要件であり、１月１日が誕生日である者を除き、実際的には19歳以上、あるいは61歳以上の者になる。

（注２）　措置法70条の３*11の特例規定よって、一定の住宅取得等資金の贈与については、贈与者の年齢が60歳未満であっても相続時精算課税制度の適用が可能に

*6　見出し：相続時精算課税に係る贈与税の特別控除
*7　同上：相続時精算課税に係る贈与税の税率
*8　同上：なし〔相続財産を取得した相続時精算課税適用者に係る相続税課税のみなし規定〕
*9　同上：なし〔相続財産を取得しなかった相続時精算課税適用者に係る相続税課税のみなし規定〕
*10　同上：相続時精算課税に係る贈与税額の還付
*11　同上：特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません。

なっている（R 5.12.31までの時限措置になっている）。

ロ　適用に伴うデメリット

一方、相続時精算課税制度を適用した場合、**図表 5**(a)～(c)欄のようなデメリットが生じてくる。このこともあって、同制度の適用件数が減少、低迷している傾向にある（**図表 6** 参照）。

図表 5　相続時精算課税制度の適用に伴うデメリット（R 5 税制改正前）

事　項	内容等
(a)少額贈与に対する課税	相続時精算課税制度の適用後、その特定贈与者から受ける贈与が少額であっても、同制度を適用して贈与税の申告を行う必要がある（少額贈与の申告等が不要になっている暦年課税制度の基礎控除110万円に相当する措置が設けられていない。）。
(b)価額固定効果	贈与後、特定贈与者の相続開始までの期間が長期に及び、贈与財産の価額が下落しても贈与時の高い金額で相続税が課税される。 （注）　一方、贈与後、贈与財産の価額が上昇すれば、贈与時の低い金額で相続税が課税されるという価額固定効果のメリットが生じる。
(c)相続税課税による取戻し課税	相続時精算課税制度の適用後において、特定贈与者からの贈与財産が無申告、あるいは過少申告になっていた場合であっても、その贈与時の価額に基づいて相続税の課税価格への加算が必要である。
すなわち、除斥期間である贈与税の更正・決定の期間制限（新相法37）[*12]の期限経過による影響を受けずに相続税が課税される点に着目して（相続時精算課税制度を適用すると相続税の課税で取り戻されることになる実際的な税効果を捉えて）、「贈与税の『時効』が効かなくなる」などと言われる（無論、税務署長は、更正等の期間制限の期限を経過した年分の贈与税の更正等を行うことはできない。）。 （注）　一方、贈与時の申告額が過大であった場合、相続税の課税価格への加算額は、減額された金額になる。	

図表 6　相続時精算課税制度の適用件数等の推移

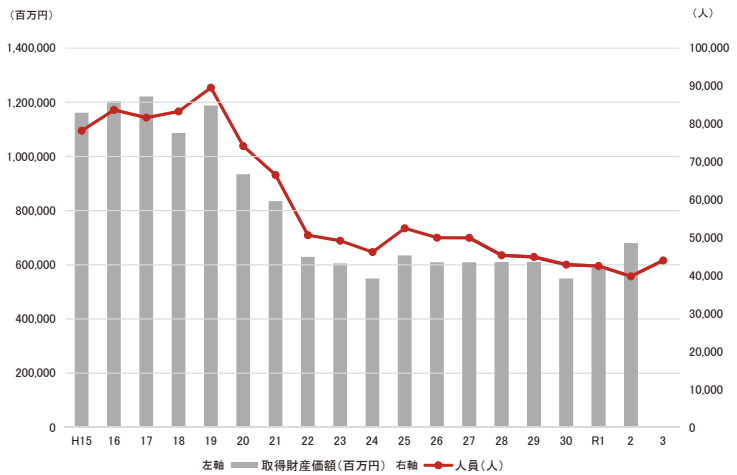

（出典）　国税庁HP・統計年報により作成。R 3 年分は報道資料による（取得財産価額は未公表）。

（筆者追記）　相続時精算課税制度の適用人数は平成19年分の89,571人をピークに、最近では 4 万人前後で推移している。また、令和 2 年分（令和 3 年分）で見ると、暦年課税適用者数364,214人（488千人）に対して相続時精算課税適用者数は39,823人（44千人）と、その割合は10.9%（9.0%）になっており、その適用状況は低調といえる。

[*12] 見出し：贈与税についての更正、決定等の期間制限の特則
なお、令和5年度税制改正により条文番号が改正前の第36条から第37条に変わった。

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません。

⑵　改正内容

イ　基礎控除の導入

相続時精算課税制度に暦年課税制度と同じように、少額不追及の観点から年分ごとの基礎控除110万円が導入され（新相法21の11の２[*13]、新措法70の３の２[*14]）(注)、前記**図表５**(a)欄のデメリットが解消された（以下、本稿において、この「相続時精算課税に係る基礎控除」を「精算課税基礎控除（額）」と、暦年課税に係る基礎控除を「暦年課税基礎控除（額）」という。）。

(注)　暦年課税基礎控除と同様に、相続税法に60万円と規定され、措置法において110万円と規定されている。

なお、以下の記述では、精算課税基礎控除の根拠条文を示す際には、原則として、相続税法21条の11の２だけを表記するが、控除額は110万円によって記述する。

その結果、第１に、その年分における特定贈与者からの贈与金額が110万円以下である場合、贈与税の申告義務が生じない。贈与税の申告書の提出義務は、新相続税法28条１項[*15]に「……又は当該財産が第21条の９第３項の規定（筆者注：相続時精算課税選択届出書の提出による同制度の計算適用規定）を受けるものである場合（第21条の11の２第１項の規定（筆者注：精算課税基礎控除）による控除後の贈与税の課税価格がある場合に限る。）には……」（下線：改正部分）と規定されているからである。

第２に、相続時精算課税制度を適用する場合、その贈与税の計算が**図表７**のとおり変更となった。

図表７　相続時精算課税制度における贈与税の課税価格の計算

区分	計算方法
改正前	相続時精算課税適用財産の価額（課税価格）－2,500万円（特別控除額）
改正後	相続時精算課税適用財産の価額（課税価格）－110万円（精算課税基礎控除額）　－2,500万円

なお、改正後の計算において、特別控除額に優先して精算課税基礎控除額を控除する点については、特別控除を規定している新相続税法21条の12第１項に「……特定贈与者ごとの前条第１項（筆者注：同法21条の11の２の精算課税基礎控除）の規定による控除後の贈与税の課税価格から」（下線：改正部分）特別控除を控除すべきことが明示的に規定されている。この点、暦年課税制度に係る基礎控除額（110万円）と配偶者控除額（2,000万円）の適用の順番が通達（相基通21の６－６）[*16]によって補充されているのと異なっている。

第３に、精算課税基礎控除は、(i)１人の相続時精算課税適用者に対して適用される控除額であり、また、(ii)相続税の課税価格への加算処理の方法も暦年課税制度における相続開始前７年以内（令和５年度税制改正後）の贈与加算と異なっている。

その具体的な適用に当たって、**図表８**の

*13　見出し：相続時精算課税に係る贈与税の基礎控除
*14　同上：相続時精算課税に係る贈与税の基礎控除の特例
*15　同上：贈与税の申告書
*16　表題：適用の順序

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません。

点に注意が必要である。

図表８　精算課税基礎控除の適用に関する留意点

区　分	内容等
⑷特定贈与者との関係等	㋑　１人の相続時精算課税適用者に特定贈与者が２人以上おり、１の年分に２人以上の特定贈与者から贈与を受けた場合 ➡それぞれの特定贈与者からの贈与金額に基づいて110万円を按分し、各特定贈与者の贈与金額から控除する（新相法21の11の２②）。 ㋺　特定贈与者以外の贈与者から贈与（暦年課税制度適用）を受けた場合 ➡別途、暦年課税基礎控除額110万円の適用が可能。
⑸適用年分	相続時精算課税制度を適用する最初の年分から控除することが可能（この点に関して、20頁の⑶イ参照）。
⑹相続税の課税価格への加算	特定贈与者が亡くなった際に相続税の課税価格に加算する金額 ➡その特定贈与者から相続時精算課税制度を適用した年分以降に贈与を受けた各年分の贈与金額から、各年110万円（精算課税基礎控除額）を控除した残額の合計額を加算（新相法21の15①[*17]、同法21の16①③[*18]）。 （注）　特別控除額対応の金額は、相続税の課税価格に加算することが必要。
⑺相続開始年分の贈与	贈与があった年に特定贈与者が亡くなった場合 ➡相続開始年分の贈与についても、その特定贈与者による贈与金額から精算課税基礎控除を控除した残額を相続税の課税価格に加算。

上記**図表８**の「内容等」欄の記述について補足すると、次のとおりである。

⑷・㋑（按分計算を要する点）

例えば、相続開始が近いと見込まれる、より高齢な特定贈与者から受けた贈与に対して優先的に控除することはできない。

⑸（改正前と改正後の計算方法の違い）

改正前と改正後では、次の（例）とおり異なってくる。

（例）　その年の１月に祖父から100万円の現金の贈与を受けた。
その後、さらに同年８月に祖父から2,500万円の土地の贈与を受けたので、相続時精算課税制度を選択適用して贈与税の申告を行うことにした。

改正前	〔2,600万円－2,500万円（特別控除2,500万円）〕×20％＝20万円
改正後	〔2,600万円－110万円（精算課税基礎控除） －2,490万円（特別控除2,500万円の内）〕＝０

なお、改正前の計算は、相続時精算課税制度が年分適用によるため（この点は、改正後においても同じ。）、その適用年分における特定贈与者から贈与を受けた受贈額の合計額から暦年課税基礎控除の110万円を控除ができなかったことによる（年の途中で受贈者である第三者が養子縁組をしたケースなどを除く。）。

*17　見出し：なし（相続財産を取得した相続時精算課税適用者に関する規定）
*18　同上：なし（相続財産を取得しなかった相続時精算課税適用者に関する規定）

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません。

(c)（加算処理方法の違い）

この加算処理方法の違いは、暦年課税基礎控除と同じ金額110万円であるが、改正後の相続時精算課税制度（精算課税基礎控除）のメリットになる。例えば、110万円以下の少額な贈与金額であっても、暦年課税制度では相続開始前７年以内の贈与金額を相続税の課税価格に加算する必要があるのに対して（注１）、相続時精算課税制度では同制度適用年分以降、相続開始までの各年分の贈与金額のうち110万円までは加算する必要がない。

ただし、相続時精算課税制度において相続税の課税価格への加算が必要になる贈与は、相続開始前７年以内に限られず、同制度を選択適用した年分以降、その特定贈与者から贈与を受けた財産の価額から110万円を控除した金額になる（注２）。すなわち、同制度を適用したタイミングによって、その加算期間は、長ければ10年でも30年にでもなる。

（注１）　令和５年度税制改正による相続開始前３年以内の受贈財産以外の財産から控除する総額100万円の加算不要措置額を除く。

（注２）　特定贈与者が２人以上いる場合、110万円の按分計算が必要になるケースがある点は前述した（**図表８**(a)欄参照）。

なお、110万円までの贈与金額が加算不要である点は、㋑相続財産を取得した相続時精算課税適用者については、新相続税法21条の15第１項に「……相続時精算課税適用者については、当該特定贈与者からの贈与により取得した財産で第21条の９第３項の規定の適用を受けるもの（……）の価額から第21条の11の２第１項の規定（筆者注：精算課税基礎控除）による控除をした残額を相続税の課税価格に加算した価額をもつて、相続税の課税価格とする。」（下線：改正部分）と規定されている。また、㋺相続財産を取得しなかった相続時精算課税適用者については、同法21条の16の適用によるが、同条第３項二号に精算課税基礎控除を控除した後の残額を加算することが規定されている。

(d)（相続開始年分における贈与）

相続時精算課税制度を適用している場合、暦年課税制度における相続開始年分における贈与と同様に110万円控除の適用がなく、110万円以下の金額も加算対象になるのではないか、という疑問が生じてくる（金額的には少額であるが、申告実務においては少なからず生じてくるケースである。）。

この点でも、精算課税基礎控除と歴年課税基礎控除とでは取扱いが異なり、結論として、精算課税基礎控除110万円を控除できる（110万円までは、加算不要）。その条文読解は、次のとおりである。

(i)　暦年課税制度

相続・遺贈によって相続財産を取得した者は、新相続税法19条第１項の適用を受け、相続開始前７年以内に被相続人から贈与により取得した財産の価額を相続税の課税価格に加算する。この場合、相続開始年分における被相続人からの贈与について、相続税法21条の２第４項[*19]は、同法19条の規定により相続税の課税価格に加算される贈与は贈与税の課税価格に

[*19] 見出し：贈与税の課税価格

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません。

算入しないと規定している。したがって、贈与税の課税価格から控除を行うことになっている暦年課税基礎控除110万円の適用がない規定構成になっている。

そして、贈与税の課税価格に算入されない贈与金額を相続税の課税価格に加算して相続税の申告を行う（贈与税の申告は不要である。）。

(ii)　相続時精算課税制度

暦年課税制度と同様に、相続時精算課税制度の適用においては、同制度適用年分以降の特定贈与者からの贈与財産の価額について、各年分の贈与金額から精算課税基礎控除110万円を控除して相続税の課税価格に加算する。ただし、その加算に関する根拠条文は、新相続税法19条ではなく(注)、㋑相続財産を取得した相続時精算課税適用者は同法21条の15、㋺相続財産を取得しなかった相続時精算課税適用者は同法21条の16による。すなわち、相続税法21条の２第４項により、贈与税の課税価格に算入しないことになる贈与財産は、同法19条に基づいて相続税の課税価格に算入される贈与財産に限定されている。したがって、その反対解釈によって、相続税法19条の適用を受けない相続時精算課税適用財産は贈与税の課税価格に算入される。換言すると、当該適用財産については、同法28条４項[*20]によって贈与税の申告書は提出不要になっているが、相続開始年分における特定贈与者からの贈与が贈与税の課税価格に算入されるので、その年分における贈与についても精算課税基礎控除の適用がある。

この点を別の視点で捉えると、相続開始年分の贈与についても、相続時精算課税制度の適用が可能になっている（相法21の18[*21]相基通21の９－２[*22]）。

（注）　新相続税法19条１項の適用除外となっている特定贈与財産（同条２項：贈与税の配偶者控除適用財産）と同様に、同条の適用対象から相続時精算課税適用財産が除かれている（新相続税法21条の15第２項及び同法21条16第２項における同法19条１項の読替え）。

ロ　価額固定効果の一部緩和措置の導入

前記**図表５**(b)欄の相続時精算課税制度における価額固定効果のデメリットに関して、極めて限定的であるが、相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した土地又は建物が災害により一定の損害を受けた場合、次頁の**図表９**のとおり価額固定効果の一部緩和（相続税の申告における再計算）が措置された（新措法70の３の３）[*23]。

*20　見出し：贈与税の申告書
*21　同上：見出しなし〔相続時精算課税選択届出書の提出前に受贈者が亡くなった場合〕
*22　表題：「相続時精算課税選択届出書」の提出先等
*23　見出し：相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません。

図表９　価額固定効果の一部緩和（再計算）措置の概要

区分	内容等
⑷被災した時期等	相続時精算課税制度を適用した土地・建物の贈与の日から特定贈与者の相続開始に伴う相続税の申告書の提出期限までの間に災害（震災、風水害、火災など一定の災害）によって一定以上の被害を受けたこと。 （注）　令和６年１月１日以後に生ずる災害により被害を受けた場合について適用され、令和５年までに生じた被災には適用されない（改正法附則51⑤）。
⑹所有要件	その土地・建物を、贈与後、災害が発生するまで引き続き所有していたこと（したがって、被災後に売却した場合であっても、みなし相続時における再計算の適用は可能。）。
⑹再計算の方法	相続税の課税価格への加算計算の基礎となるその土地・建物の価額は、その贈与時の価額から災害によって被害を受けた部分に相当する額を控除した残額による。
⑹その他	㋑贈与税の所轄税務署長への承認手続が必要（新措法70の３の３①）。 ㋺その土地・建物に係る被災について、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律４条又は６条２項の規定に基づく相続税・贈与税の免除等の適用を受けた場合、あるいは、受けようとする場合、この再計算は適用されない（新措法70の３の３③）。

このような取扱いに類似した措置は、既に、例えば、⑴ⅰ特定非常災害に関する措置法69条の７[*24]、⑴ⅱ法人版事業承継税制の措置法70条の７第21項[*25]に規定されている「猶予中贈与税額の再計算の特例」や同条第30項のセーフネット規定などがある。

なお、上記⑴ⅰの規定は、特定非常災害の発生（指定）に伴うケースに限定されている一方で、非上場株式の価額の見直しも対象としている点で、この再計算（価額固定効果の部分的な緩和措置）の規定と異なっている（注）。

この再計算に関する具体的な取扱い、例えば、ⓐ適用対象となる災害の範囲と損害額の算定方法やⓑ税務署長への承認手続などについては、令和５年度税制改正に係る改正政省令等を確認する必要がある。

（注）　贈与により取得した取引相場のない株式を純資産価額（相続税評価額）方式で評価している場合、その評価会社が贈与時から有していた土地・建物が被災した場合にも、この緩和措置の適用があり得るのかという点も関心事の一つになる。この点、贈与を受けた財産は、あくまでもその株式であることから、この再計算規定は適用されない。

⑶　その他の留意点

イ　相続時精算課税制度適用の最初の年分を110万円以下の贈与とすることの可否

１年目に110万円以下の少額贈与を行うことで相続時精算課税制度を選択適用し、以後、その特定贈与者が亡くなるまでの間、110万円以下の少額贈与を各年連続して行うことは可能なのか、という疑問が生じてくるので検討する（注）。適用可能であれば、贈与者及び受贈者双方ともに年齢に関する制限があるが、「110万円×実行年数」の金額について、❶贈与税が課税されず、かつ、❷特定贈与者の相続開始に伴う相続税の課税価格に加算されないことになる。例えば、

*24　見出し：特定土地等及び特定株式等に係る贈与税の課税価格の計算の特例
*25　同上：非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません。

実行可能年数30年を想定すると、１人の受贈者について3,300万円の資産移転を相続税・贈与税の負担なしで実行できることになる（試算例は、後述33頁の「２」参照）。

（注）　特定贈与者の相続開始年分における贈与財産に精算課税基礎控除の適用が可能である点については、上記(2)イ(d)参照。

精算課税基礎控除を適用するためには、その前提として、まず、納税者が相続時精算課税制度を選択適用することが必要である。その手続として、相続税法21条９項に基づき、所定の届出書（「相続時精算課税選択届出書」）を初めて同制度の適用を行う贈与に係る贈与税の申告期限までに所轄税務署長に提出しなければならない（同条②）。

この届出書は、贈与財産に係る贈与税の税務処理を選択する届出であり、その前提として、贈与税の課税価格が生じていることが必要である（注１・２）。この点、前述したように、精算課税基礎控除110万円以下の少額贈与についても贈与税の課税価格が生じているので、たとえ贈与税の申告書の提出義務がない場合であっても、提出された届出書は有効な届出になる、と考えられる。そして、例えば、最初の１年目の年に110万円の現金贈与を行って相続時精算課税制度を選択適用し（届出書を提出し）、その特定贈与者の翌年分以降の贈与も同制度によって申告等を行うことになる（相法21の９③）（注３）。

（注１）　相続税法21条の９第１項は、「……その贈与により財産を取得した者は、その贈与に係る財産について、この節の規定の適用を受けることができる。」と規定しており、贈与税額を生じることまで求めていない。また、同条３項は、「前項の届出書に係る贈与をした者からの贈与により取得する財産については、当該届出書に係る年分以後、前節及びこの節の規定により、贈与税額を計算する。」と規定しており、この節に含まれる同法21条の11の２第１項に基づき「……贈与税の課税価格から60（筆者注：110）万円を控除する。」ことになる。

（注２）　例えば、住宅取得等資金贈与の非課税特例（措法70の２）[*26]と住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税の特例（措法70の３）を併用する場合、非課税特例の非課税限度額を超える資金の贈与を行わないと、同相続時精算課税の特例を適用できない（措通70の３－３の２）[*27]。何故なら、非課税限度額を超えていない贈与金額であれば、贈与税の課税価格が生じていないため、相続時精算課税制度の適用の余地がないからである。

（注３）　２年目以降も110万円以下の贈与であれば、贈与税の申告書の提出は不要である。

なお、110万円以下の贈与であれば贈与税の申告書の提出義務がないので、選択届出書のみを税務署に提出した場合、税務署から内容確認の照会があることが予想される。したがって、このような場合は、贈与事実に関する確認資料を添付するか、あるいは、納税額がゼロの贈与税の申告書を提

*26　見出し：直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税

*27　表題：措置法第70条の2第1項の規定の適用後に住宅取得等資金について贈与税の課税価格に算入すべき価額がない場合の措置法第70条の3の適用関係

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません。

出する実践的対応を行うことになろう(注)。

(注)　このようなケース（110万円以下の贈与のため申告書が提出されないケース）があり得ることを想定し、届出書の様式が変更されることも予想される。

ロ　改正の狙い

上記イのような対応は、相続税の負担軽減を図ることに通じるので、ある意味鷹揚に思われる制度設計に改正されたと言える。

しかしながら、年齢要件のない暦年課税制度の下では、受贈者の年齢がゼロ歳から実行可能になっているので、さほど突飛な制度に改正されたとは思われない。また、実際的には、相続時精算課税制度を選択適用するようなケースでは、他に相応の財産の贈与が行われるケースが少なくないと思われること、あるいは、同制度の選択適用の誘因を措置することで生前贈与の活発化を促す効果も期待しているように思われる。

そして、穿ちすぎた見方になろうが、課税当局にしてみれば、同制度を適用しているケースについては、特定贈与者の相続開始に伴い申告漏れとなっていた生前贈与財産への取戻し課税を行うことができるという効果も期待できる（前記**図表５**(c)欄の点は、令和５年度税制改正後も変わりはない。）。

ハ　令和５年分までの相続時精算課税適用者への適用関係

令和５年度税制改正により導入され、令和６年以降の贈与（及び相続）に適用される㋑精算課税基礎控除（新相法21の11の２）と㋺みなし相続時における被災した土地・建物に係る再計算の措置（新措法70の３の３）は、令和５年分までの贈与に係る相続時精算課税適用者も適用することが可能である。

この取扱いは、既に相続時精算課税適用者になっている者に対しても、引き続き資産の早期移転を図る必要がある点は、令和６年以降に新たに同適用者になる者と変わりがないと捉えられたからであろう。

なお、この点に関する根拠規定（条文読解）は次のとおりである。

㋑　精算課税基礎控除の適用

精算課税基礎控除の根拠条文である新相続税法21条の11の２第１項は、相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した財産の課税価格から同控除額110万円を控除することを規定している。そして、改正法附則19条４項[*28]は、「新相続税法第21条の11の２の規定は、令和６年１月１日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用する。」と規定している。

ここで、令和５年分までの相続時精算課税適用者への適用制限がないので、当該適用者が令和６年以降に、その特定贈与者から贈与を受ける財産について精算課税基礎控除の適用が可能になっている。

㋺　再計算措置の適用

改正法附則51条５項に「新措置法第70条の３の３の規定は、……適用する。この場合において、同日前（筆者注：R６.１.１前）に贈与により取得した当該土地又は建物に係る相続税については、改正法附則第19条第１項の規定にかかわらず、新相続税法第21条の15第１項(注)又は第

*28　見出し：相続税法の一部改正に伴う経過措置

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません。

21条の16第３項(注)の規定を適用する。」と規定されている。したがって、この二つの相続税法の条項（相法21の15①、21の16③）への適用規定である新措置法70条の３の３の規定（再計算措置）が、令和５年分までの相続時精算課税適用者にも適用可能になっている。ただし、その対象となり得るのは、上述したとおり、令和６年１月１日以降の災害による被害に限られている（改正法附則51⑤）。

（注） いずれも特定贈与者に相続開始があった場合におけるみなし規定である。前者が、その相続時精算課税適用者が相続財産を取得した者である場合、後者が相続財産を取得しなかった場合に関する規定になっている。

2 暦年課税制度関係

(1) 改正内容

イ 相続開始前贈与の加算期間の延長

暦年課税制度についても、資産移転時期の選択に関する中立性を高めていく観点から（相続又は贈与による取得であっても、両者の税負担に大きな差を生じさせない観点から）、生前贈与財産の贈与時における価額を相続税の課税価格へ加算する期間が相続開始前３年以内から「７年以内」に延長された（新相法19①）*29。

この加算対象となる贈与財産を「加算対象贈与財産」といい、その加算期間の延長は、2024年（Ｒ６年）１月以降に行われる贈与に適用される（改正法附則１三イ）。したがって、**図表10**のとおり、2027年（Ｒ９年）１月以降の各年の相続開始事案ごとに、加算期間が「１年＋α」（2027年（Ｒ９年）は「＋α」）ずつ順次延長されていき、相続開始前７年以内の加算期間となるのは2031年（Ｒ13年）１月以降の相続開始事案になる。

なお、改正法附則19条３項は、「令和９年１月１日から令和12年12月31日までの間に相続又は遺贈により財産を取得する者に係る新相続税法第19条第１項の規定の適用については、同項中『当該相続の開始前７年以内』とあるのは、『令和６年１月１日から当該相続の開始の日までの間』とする。」と規定している。

図表10　相続開始前贈与の加算期間７年への延長（概観図）

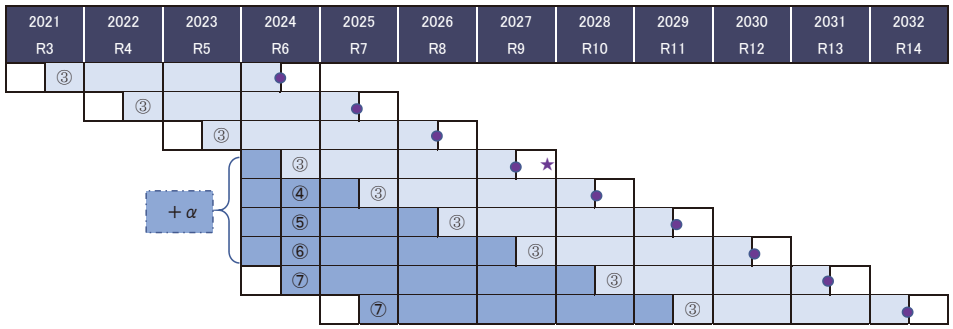

*29 見出し：相続開始前7年以内に贈与があった場合の相続税額

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません。

〔図表10の説明〕

㋑　各年６月に相続開始があった場合における相続開始前贈与の加算期間延長のイメージ図である（●印が相続開始日を示している）。なお、③、④～⑦の数字は、相続開始前３年以内や４ ～ ７年以内など、その贈与が加算対象贈与財産に該当する相続開始前の期間（始期）の年数を表記している（「＋α」は、改正法が適用される2024年（Ｒ６年）以降の贈与に関し、７年に達するまでの経過的な加算期間を表記している）。

㋺　図中の網掛けは、次のとおり。

■　延長された加算期間を示している。次のロに触れるとおり、この期間中における贈与金額（加算対象贈与財産のうち、相続開始前３年以内に取得した財産以外の財産）から総額100万円を控除するが（100万円までを相続財産に加算しないが）、この控除は年分ごとに行うものでないことに注意。

なお、延長期間が４年に達していない2027年（Ｒ９年）から2030年（Ｒ12年）までの相続開始事案に関する控除額100万円は、期間按分によって計算（総額100万円の縮減計算）することが必要なのかという疑問が生じてくるが、そのような縮減計算は不要である。何故なら、この加算不要額は４年という期間を基礎とした金額ではなく、あくまでも、加算対象贈与財産のうち、相続開始前３年以内に取得した財産以外の財産に対応する100万円であり、また、そのような縮減計算を求める規定は設けられていないからである。

□　改正前の相続開始前３年以内の加算期間を示している。この期間における贈与については、総額100万円までの加算不要の対象になっていない。

㋩　2027年（Ｒ９年）の相続開始欄の表記は、次のとおり。

2024年（Ｒ６年）１月以降の贈与が加算期間延長の適用対象になっているので、2027年（Ｒ９年）１月１日に相続開始があった場合、2024年（Ｒ６年）１月１日の贈与が加算対象になってくる。しかし、実際的には、そのようなケースは多くないので、2027年（Ｒ９年）12月の相続開始を想定すると（★）、2024年（Ｒ６年）12月が改正前の３年以内の加算期間になり、さらに、2024年（Ｒ６年）１月以降の贈与が加算期間延長の適用を受けることになる（この点を、同欄に＋αと表記している）。

ロ　総額100万円の控除

上記イで触れた延長された加算期間中（相続開始前３年超～７年以内）に受けた贈与（加算対象贈与財産のうち、相続開始前３年以内に取得した財産以外の財産）については、その合計額から総額100万円までを控除する加算不要措置が講じられた（新相法19①かっこ書）。この措置について、令和５年度税制改正大綱（同大綱17頁）は、過去に受けた贈与の記録管理に係る事務負担を軽減することを目的とした措置としている。

この点、より直截的に表現すると、相続開始前３年超～７年以内までの期間については、たとえ贈与金額（事実）の拾い漏れがあったとしても100万円までは問題にしないということになる。更に視点を変えると、この措置によって、加算期間の延長に伴う相続税の課税価格の増加が一定程度緩和されることになる（換言すると、相続税の基礎控除額の引上げの必要性の議論に影響を及ぼさないようにするための措置としての一面があるように思われる）。

なお、この100万円の加算不要額は、相続時精算課税制度に新たに導入された精算課税基礎控除額110万円と**図表11**の点で異なっている。

図表11　相続税の課税価格への加算の相違点
（総額100万円の加算不要と精算課税基礎控除額の加算不要等）

事項	被相続人との関係	110万円以下の贈与金額の加算の要否
総額100万円の加算不要措置関係（暦年課税制度）	・被相続人（贈与者）とその相続人等（受贈者）との１対１での個別的関係による加算不要額になっている。 ・控除可能な贈与の時期（期間）が限られている。	暦年課税制度では、この総額100万円の加算不要額を除き、たとえ110万円以下の少額贈与であったとしても相続開始前７年以内の贈与金額を相続税の課税価格に加算する(注)。

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません。

精算課税基礎控除関係	・相続時精算課税制度適用後における特定贈与者からの贈与金額から、各年110万円を控除（各年110万円までの金額は加算不要）。 ・相続時精算課税適用者１人に関する適用可能額であり、特定贈与者が２人以上いた場合は、その贈与金額に応じた按分計算が必要（前記図表８⑷㋑参照）。	・加算する必要はない。 ・110万円を超える、2,500万円の特別控除額対応部分及びその超過額を加算する。

（注） 贈与税の配偶者控除（2,000万円控除）を適用した居住用不動産などに係る特定贈与財産（2,000万円以下）は、この加算対象になっていない（新相法19①かっこ書・②）

⑵ ７年延長の根拠等

イ 相続開始前贈与の状況

前述したとおり、相続開始前贈与に関する加算期間の延長は、資産移転時期の選択の中立性を高めるという要請（資産の早期移転の要請）に応える措置である。しかしながら、この点と別に、生前贈与を通じた相続税の負担軽減策への対抗措置として捉えることができる。

具体的には、一般的にも数多く実行されている毎年110万円以下の少額贈与とは別に、富裕層を中心に、相続（税）対策を見据えた対応策の一つとして、財産の分割贈与を毎年実行して一定程度の金額の贈与税を払い、その贈与者の財産を減じて贈与者に相続開始があった場合の相続財産（相続税額）を減少させ、その贈与税の累計額と相続税額との総額を減少させる、いわゆる「最適贈与」(注)が実行されてきていることへの対抗措置としての一面がある。

このような相続開始前の贈与の実状に関して、財務省は、次頁の**図表12－１**によって連年贈与が数多く行われていることを、**図表12－２**によって高額な相続税事案ほど加算割合及び加算金額が高いことを示している（併せて、前記**図表４－１・２**を参照されたい）。

（注）「最適贈与」については、令和５年度税制改正前に関する記述になるが、当研究所編「資産・事業承継対策の現状と課題」（H28.12月 大蔵財務協会刊）の拙稿「資産承継対策（贈与税の総括）」113～116頁参照。

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません。

図表12－１　連年で贈与を受けている者の割合（平成26年分の贈与税の申告があった者）

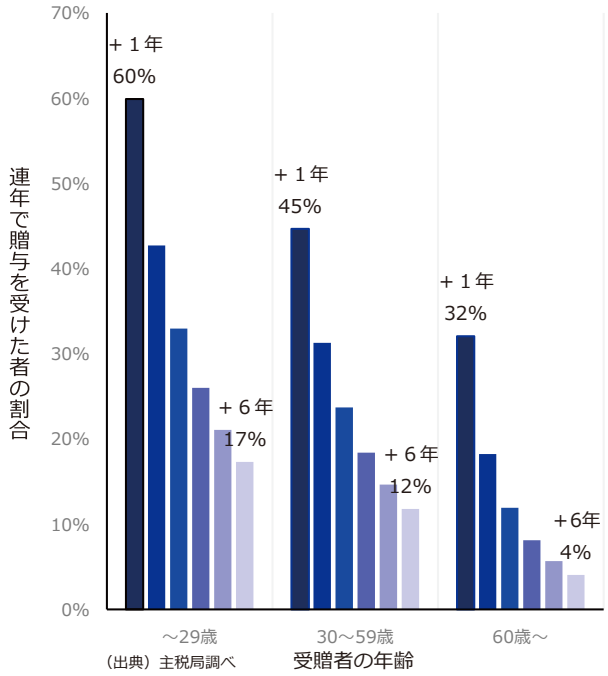

（出典）主税局調べ

（出典）　前記政府税調資料49頁

（筆者追記）　上記資料には、「平成26年分の贈与税の申告書を提出した者について、翌年分以降の申告状況を分析したところ、複数年にわたって連続して贈与を受けているケースが見受けられた。」というコメントが付されている。

図表12－２　暦年課税による相続前の加算の状況

○ 実際の相続税の申告データを基に、相続税の課税価格階級別に、暦年課税による相続前3年間の贈与が加算されている割合（左図）と、加算額の中央値（右図）を示したもの。
○ 被相続人の遺産総額が大きくなると、加算割合、加算額ともに増加する傾向が見られる。

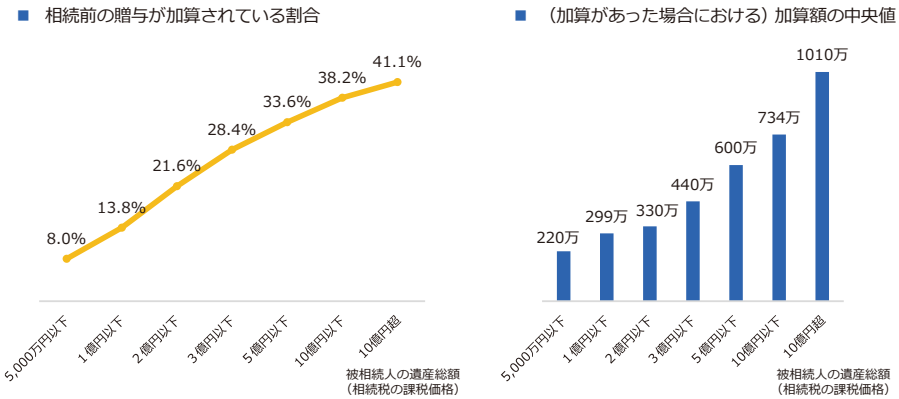

（備考）令和元年分の相続税の申告データを基に作成。
（出典）主税局調べ。

（出典）　前記政府税調資料56頁

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません。

ロ　延長年数の根拠（検討）

7年という加算期間の直接的な決定根拠は、上記イで触れたように、ⓐ高額な事案（富裕層）ほど贈与加算の割合と金額が高い実状やⓑ期間7年（起点とした贈与年（H26）＋6年）の間に連続して贈与が行われているのが、受贈者年齢29歳以下で60％～17％、30～59歳で45％～12％となっている実状を考慮した結果なのであろう。

また、ⓒ税務執行のデジタル化の進展やⓓ長寿化によって第1世代の贈与可能期間が延びていることから、昭和33年度税制改正当時、政府税制調査会から改正案として提案された5年という加算期間が現在では短いとされたことになる。

そして、さらに言うならば、遺産課税方式によっている米国の遺産税の一生累積課税は別として、昭和33年から65年間にわたって適用されてきた令和5年度税制改正前の加算期間3年を、特段の必然性もなく、ドイツやフランスに倣い、唐突に10年あるいは15年に延長にすることは納税者の理解を得ることが難しいと判断された結果であると思われる（後掲44頁**参考2**参照）。

ハ　贈与税の更正等の期間制限との関係

令和4年10月26日開催の相続税・贈与税の専門家会合（第3回）議事録によると、加算期間の延長と除斥期間である税務署長による贈与税の更正・決定の期間制限となっている6年（新相法37）[*30]との関係が議論されている。

事務局（財務省）は、「両者別（筆者注：相続税と贈与税は別）だからというか、あくまで相続前贈与の加算というのはどこまで相続財産として取り込むかという話だと思います。贈与税の時効、除斥期間6年間ということは御指摘のとおりですけれども、そこは直接的には関係してこないと思っています。」とコメントし、7年への加算期間の延長が更正等の期間制限とは関係ないことを説明している。

上記の議論に関連して参考までに申し添える。制度論に関する議論は別として、改正前の相続開始前3年以内の加算期間を実際的な視点で見ると、通例、相続税の申告期限から1年から2年の間に開始される相続税の税務調査（その調査終了は、遅くとも同申告期限からおおよそ2～3年以内）を通じて贈与税の課税漏れが課税当局によって把握されることが多く、そのような実状に照らしてみると（今回の改正後においても、その実状は変わりがないであろう）、次頁の**図表13**のとおり、運用上の結果として、贈与税に関する更正等の期間制限は、改正前の加算期間であった相続開始前3年以内の贈与に係る贈与税の更正等の期間制限の範疇にあった（贈与税の更正等を行い得るようにカバーできていた。）。

[*30] 令和5年度税制改正後の条文番号である（前記＊12参照）。

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません。

図表13　改正前の加算期間３年と更正等の期間制限との関係

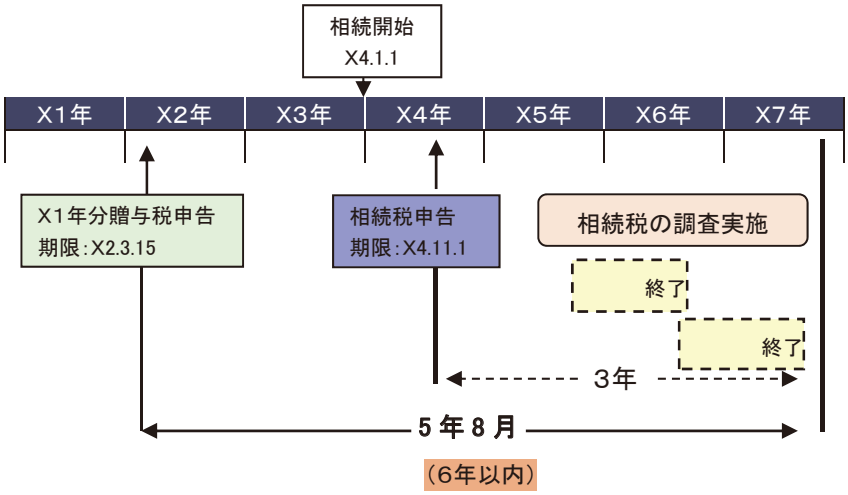

（資料）　拙書Q＆A「要点　贈与税」（法令出版・H24.11月刊）157頁の図に一部加筆

しかしながら、更正等の期間制限の延長を伴わない加算期間の延長によって、このような実際上（運用上）の関連性が希釈化された。おそらく、相続開始前７年以内の贈与に限られるが、たとえ贈与税の課税漏れがあったとしても、相続税の課税で取戻しができるので、一体的課税制度構築の視点からも贈与税課税の是正（更正等）に拘泥する必要が乏しいという側面を踏まえて、「両者は別」という整理を行ったのであろう。

例えば、相続開始の７年前における贈与が無申告又は過少申告であった場合、贈与税の更正等を行うことはできないが、相続税の課税価格に算入すべき金額は、その贈与財産の贈与時の価額となる。また、仮に、贈与税の更正等の期間制限を延長して贈与税の是正がより長期にわたって可能になったとしても、結局のところ、贈与税の増額更正等により生じた贈与税額は、贈与財産の贈与時の価額を相続税の課税価格に加算して計算した相続税額から贈与税額控除を行うことになる。換言すると、７年前の贈与税の更正等を行うことができなくても、その贈与財産が相続開始前贈与の加算対象になることで、相続税の課税価格及び相続税額に影響を及ぼさないことになる税務処理の側面も考慮されたのではないか、と思われる。

加えて、例えば、法定帳簿の保存期間が10年であることを考慮した場合、上記の**図表13**に整理した相続税調査の実施時期と更正等の期間制限との関係のように、贈与事実の立証、確認資料の収集などが困難になることもあって、７年という加算期間は、別の実務的な視点での実効性とも関連してくる。

⑶　留意点等

イ　相続財産を取得しない受贈者

暦年課税制度の下で、この加算期間の延長の影響を受ける者は、贈与者の相続開始に伴って、相続又は遺贈（死因贈与を含む）により相続財産を取得した（注１）受贈

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません。

者に限られている（この点で、相続時精算課税制度の下では、相続時精算課税適用者が相続財産を取得したか否かの点を問わない加算処理になっているのと大きく異なっている）。

したがって、たとえ相続人であったとしても、相続財産を一切取得しない者は、暦年課税制度の下では、被相続人から相続開始前７年以内に贈与を受けた贈与財産があっても加算対象贈与財産にならず、加算期間延長の影響は受けない（もっとも、その受贈者が将来その贈与者から相続財産を取得する可能性の有無の見極めが必要な期間が延びる）。すなわち、相続税の課税に関連した加算処理であることから、相続の課税関係が生じない受贈者に係る贈与財産を加算しないという整理になっている（注２）。

（注１）　本来の相続財産のほか、生命保険金等のみなし相続財産の取得を含み、また、非課税相続財産の取得を含む点などに注意。

（注２）　ただし、相続財産を取得しない者であっても、贈与税に係る個人版事業承継税制、法人版事業承継税制、農地等の納税猶予制度などにおけるみなし相続規定（措法70の６の９、同法70の７の３、同法70の５）が別に設けられている。

ロ　孫に対する贈与関係

一方、実際的には、一世代（第２世代）を跳躍した孫（第３世代）に対する贈与が積極的に行われている。この点、前記政府税調資料の令和元年分の贈与者に係る続柄別の件数割合によると、父母からの贈与が54％と過半を占めているが、祖父母からの贈与も21％を占めている（同資料50頁）。

この点に関連して、今後も、相続税の課税方式のあり方を含めた相続税制に関する中期的検討が行われていくことになっているので、当分の間は沈静化するのであろうが、ドイツやフランス並みの更なる加算期間の延長への可能性の有無を含め、相続財産を取得していない者が加算対象になっていない現行の適用関係（暦年課税制度の下では、相続財産を取得した者に加算処理の適用が限られている点）が維持されていくのかという点を注視していく必要があると考える。

なお、念のために申し添えると、暦年課税制度において、たとえ相続人に該当しない孫などであっても、遺贈（生命保険金などのみなし取得を含む。）により相続財産を取得していると、相続開始前７年以内における被相続人からの贈与について加算対象贈与財産としての処理が必要である（また、相続税額の２割加算（相法18）[*31]の対象になる。）。

ハ　教育資金一括贈与の非課税特例における新たな相続税課税要件の導入との関連

上記ロの相続財産を取得していない者に加算対象贈与財産の処理を行わない点に関連し、将来における相続税の課税価格への加算対象とする税制改正の可能性について触れておく。

本稿の記述対象としていない令和５年度税制改正における教育資金一括贈与の非課税特例（新措法70の２の２）[*32]に関する改

*31　見出し：相続税額の加算
*32　同上：直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません。

正事項のうち、贈与者の相続開始時における教育資金の管理残額に対する相続税課税の改正に注目しておく必要があると考える。

具体的には、贈与者が亡くなった際における教育資金の管理残額を、その受贈者が相続等により取得したものとみなして相続税を課税するという取扱いが、受贈者の年齢等にかかわらず適用されることになった点である。この場合、その受贈者が相続財産を取得したか否かを問わず、かつ、被相続人（贈与者）に係る相続税の課税価格の合計が５億円を超える場合が、その課税対象になる（新措法70の２の２⑬ただし書）(注)。

たしかに、その改正場面や改正理由は、上記の生前贈与財産に係る加算処理の有無の問題と異なっているが、教育資金に関する上記の課税要件に倣って、相続財産を取得しない受贈者に対し、相続開始時における結果的な状況（一定以上の遺産額）に応じた相続税に係る課税要件が導入される可能性も払拭できない。すなわち、この教育資金に関する改正が、相続財産を取得しない受贈者の相続税課税に関して、将来の税制改正における先行例となり得る可能性を完全には払拭できないと考える。

（注）　令和５年４月１日以降の契約に適用される。

なお、この非課税特例創設時（平成25年度税制改正時）には、贈与者の相続開始時において管理残額があったとしても、相続税の課税の対象になっていなかった。しかしながら、その贈与が相続税の税負担回避策としても利用できることから、順次、その厳格化が図られてきた（H31・R３年度税制改正）。

第５　実践に向けて

１　全体像の確認

(1)　基本的な視点（着眼）

令和５年度税制改正の一体的課税制度関係の改正によって、相続税制の基本的な枠組みの変更は行われていない。したがって、新たに措置された精算課税基礎控除の効用を織り込むことは当然として、相続・資産承継対策の全体的な対応に根本的な変化が生じることはない（例えば、引続き「最適贈与」（前記25頁イ参照）による対応も有効な手段になっている。）。とは言え、令和５年度税制改正によって、資産承継対策には、将来予測も含め、それぞれの個人、家族、関係会社など多くの当事者及び関係者に最適な状況を創り出すように、より長期的な視点に立った木目細かで個別的な企画立案及び実行の必要性がより高まってきていると考える。

この点で、資産承継に伴う税負担軽減の視点から最も注目されるのは精算課税基礎控除110万円の導入であり、❶相続税精算課税制度適用年分以降、各年110万円以下の少額贈与を贈与税の負担なしで連続して実行できること、及び、❷各年110万円以下の金額は、相続税の課税価格への加算不要（控除可能）になっている点である。この２点は、同制度適用年分以降における特定贈与者からの贈与であれば相続開始前の贈与の時期が問われないので、特定贈与者の贈与が実行可能でさえあれば、その相続開始直前まで（相続開始年分まで）(注１)の贈与について適用される(注２)。

（注１）　前記**図表８**(d)欄参照。

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません。

（注２） ただし、最初の相続時精算課税制度を選択適用した贈与を行ったのが、例えば相続開始前５年であった場合、同７年中又は同６年中に暦年課税制度適用による贈与を行っていたケースでは、その暦年課税による贈与について相続税の課税価格への加算が必要になる。また、その受贈者（相続時精算課税適用者）に特定贈与者が２人以上おり、その年に２人以上から贈与を受けた場合の適用に按分計算が必要である（前記**図表８**(a)欄㋑参照）。

一方、暦年課税制度における相続開始前贈与の加算対象期間の３年以内から７年以内への延長は、改正前に比べれば相続税の課税価格の増加要因となってくる。しかしながら、もともと予期し得ない相続開始時期を踏まえて行う贈与に必然的に生じてくる事柄であり、また、贈与者の年齢などの状況に応じて一定の対応が可能である（更に、結果的に、相続税の申告において、贈与税額控除が適用されるので一定の割り切りができるように思われる。）。

そこで、今後の資産承継対策の前提となる贈与に関する切り口の整理を次の「**２ 精算課税基礎控除の効用等**」で行うが、その前提として、これまで記述してきた加算処理を次の(2)において概観する。

(2) 加算処理に関する整理・確認

次の「**２**」に関する記述の前提として、令和６年分以降の贈与・相続における相続時精算課税制度と暦年課税制度に係る贈与財産の相続税の課税価格への加算処理を整理すると次頁の**図表14**のとおりである（また、両制度の下における適用関係の全体像を比較すると後掲42頁の**【別表】**のとおりである。）。

なお、贈与財産の相続税の課税価格への加算処理といっても、税務署長は、贈与税に関する更正等の期間制限の期限を経過した年分の更正等を行うことができないが、相続税の課税による取戻しは、両制度の適用態様に応じて一定の範囲で可能な点は前述している。

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません。

図表14　贈与財産の相続税の課税価格への加算処理の対比（概観図）

（※）下線を付してある事項が、令和５年度税制改正による措置である。

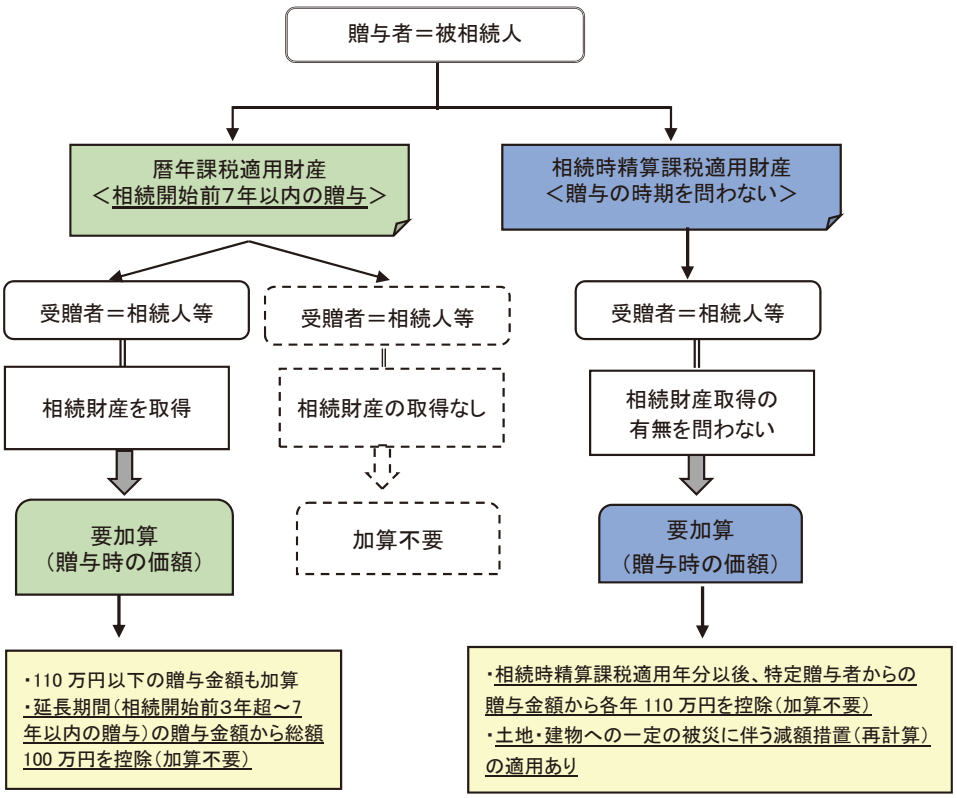

（附表）

区　分	受贈者の態　様	基本的な税務処理（注１）		特別な処理（R５改正事項）
（暦年課税制度）相続開始前７年以内（注２）の贈与財産	相続財産を取得	要加算	その財産の価額（贈与時）を相続税の課税価格に加算した価額を相続税の課税価格とみなす（相法19）。	加算に係る延長期間中の贈与金額（注３）から総額100万円を控除（新相法19①かっこ書）
	相続財産取得なし	加算不要		
（相続時精算課税制度）同制度適用年分以降の特定贈与者からの贈与財産	相続財産を取得	要加算	その財産の価額（贈与時）を相続税の課税価格に加算した価額をもって、相続税の課税価格とする（相法21の15①）	ⓐ相続時精算課税適用年分以降の贈与金額から、各年110万円を控除（各年110万円まで加算不要・超過額を加算）（新相法21の15①、同21の16①） ⓑ災害により被災した土地・建物の被災額を減額（贈与時の価額を再計算して相続税の課税価格に加算）（新措法70の３の３）
	相続財産取得なし	要加算（みなし取得）	その財産を贈与時の価額で相続等により取得したものとみなして相続税を課税（相法21の16①③）	

（注１）　加算等の適用がある場合、相続税額の計算において贈与税額控除を適用する。相続時精算課税制度については、相続

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません。

税の申告により贈与税額の還付を受ける場合がある（相法33の２）。
（注２） 令和９年１月以降の相続開始時期に応じ、加算期間が「１年＋α」（＋α）ずつ順次延長されて、７年以内の加算期間となるのは令和13年１月以降の相続開始事案になる（前記図表10参照）。
（注３） 厳密に表記すると、「加算対象贈与財産のうち当該相続の開始前３年以内に取得した財産以外の財産」の価額の合計額と規定されている（傍点は筆者が付記）。

２ 精算課税基礎控除の効用等

令和５年度税制改正前の暦年課税制度の下で、いわば「許された相続税対策」（穏やかなタックスプラン）として、毎年110万円の現金贈与が数多く実行されてきている。そこで、相続時精算課税制度の下でも同様の対応を行うことを想定し、両者の基礎控除の効用の比較を行う（両制度の基礎控除の活用方法の一つとして、例えば、祖母からの贈与に精算課税基礎控除の110万円以下の贈与、父からの贈与に暦年課税基礎控除の110万円以下の贈与を予定するというようなパターンもあり得る。）。

無論、実践に当たっては、以下に整理する少額贈与だけを想定した机上試算では用が足りないことは申し上げるまでもない。各種特例の適用や、他の手法による資産移転・承継対策などを織り込んだ検討が必要になり、実践に向け、実務家にとしての鼎の軽重が問われることになる。とは言え、このような比較は、令和５年度税制改正を受けた第１歩目の試算として、精算課税基礎控除の効用を確認する意味でも必要な整理になる。特に、高額な相続税事案が見込まれる富裕層は、引続き、贈与税額が生じる分割贈与（最適贈与）などを検討することが中心になろうが、他の一般的な相続税事案であることが見込まれるケースには、実行を伴う必須の検討・試算になる。

なお、連続贈与に伴って一括贈与の事実認定を受けないように注意することや(注)、贈与者の高齢化による贈与意思能力の有無などの点に注意を要する点は、従前と何ら変わりがない。そして、何よりも、贈与者自身の老後における必要資金を確保しておかなければならないなど、様々な要因を織り込むことが必要である。

（注） この点に関連して、国税庁HP文書回答事例「暦年贈与サポートサービスを利用した場合の相続税法第24条の該当性について」（H28.３.30東京国税局審理課長回答）やタックスアンサー「毎年、基礎控除額以下の贈与を受けた場合」（No.4402）を参照のこと。

(1) 暦年課税制度関係

暦年課税制度の下における110万円以下の連続贈与に関する試算は次による(注)。

（注） 直系尊属からの贈与に特例税率（措法70の２の５）などを適用する場合を除き、相続時精算課税制度と異なり、贈与者と受贈者との親族関係、受贈者の年齢要件は付されていない。

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません。

㋑　その受贈者が、贈与者の相続開始に伴って何らかの相続財産を取得するか否かを見極めることが必要。孫は遺贈を受けない限り相続財産を取得しないので、贈与税の課税関係で完結する（110万円以下の贈与で税額は生じない。）。

㋺　相続開始直前まで、毎年110万円の贈与を行う（その受贈者が受ける贈与が被相続人からの贈与だけとする。）。

㋩　試算式は、次表のとおり。

遺産見込み額	相続財産の減少	相続税課税価格への加算額	試算結果
A億円	110万円×ⓐの人数×実行年数	670万円(注)×ⓐの人数	A億円 －B万円 ＋C万円
	110万円×ⓑの人数×実行年数		
	計　B万円	計　C万円	

※ ⓐ相続財産の取得見込者（相続人等）、ⓑ相続財産の取得見込みがない者（孫、その他の者）

（注）　670万円＝110万円×７年－100万円（相続開始前３年超～７年以内の贈与金額から100万円を控除する。なお、相続開始が近いと思われる場合、必要に応じて贈与を取り止める対応がある。）

⑵　相続時精算課税制度関係

イ　年齢要件

相続時精算課税制度の試算においては、同制度に年齢要件があるので、前提となる変数（前提項目）が増加する。

すなわち、直系尊属からその直系卑属に対する贈与であることのほか、贈与者、受贈者ともに、贈与の日が属する年の１月１日時点で、前者が60歳以上、後者が18歳以上であることが適用要件になっている（この年齢要件は満年齢のため、１月１日が誕生日である者を除いて、実際的には、61歳以上又は19歳以上になる。）。この点で同制度を適用できる連続贈与の可能年数に関する想定が必要になる。

その際、住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税特例（措法70の３）[*33]の適用を織り込むと、贈与者が60歳未満の者であっても相続時精算課税制度の適用が可能である。その結果、その特定贈与者と受贈者との関係では、相続時精算課税制度適用年分以降に行われる贈与が、同制度の適用による（相法21の９③）。例えば、50歳の父が20歳の子に対する住宅取得等資金の贈与に同精算課税特例を適用した場合(注)、父の相続開始までの110万円の連続贈与に係る実行可能年数が長くなる。ただし、同精算課税特例の適用期限が令和５年12月31日までになっており、精算課税基礎控除の適用が可能になる令和６年以降に同特例の適用期限が延長されるか否かの点を注視する必要がある。

（注）　前記21頁の（注２）に触れたように、両特例を併用する場合、非課税特例の限度額を超える資金の贈与を行わないと、精算課税の特例を適用できない（措通70の３－３の２）。

なお、同非課税特例の適用期限も令和５年12月31日までになっている（延長の有無に注意が必要。）。

[*33] 見出し：特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません。

ロ　試算方法

具体的には、次のような試算（例）による。なお、記述の簡単化のため、当事者として、父（祖父）60歳、子30歳及び孫０歳の３名を前提とする（また、年齢関係を単純化するために３名とも１月１日を誕生日とする。）。

㋑　贈与者及び受贈者ともに年齢要件があるので、贈与可能年数を見積もることが必要。

㋺　相続開始直前まで毎年110万円の贈与を行う（その受贈者が受ける贈与は、その特定贈与者（被相続人）からの贈与のみとする。）(注)。

（注）　相続開始年分における贈与についても精算課税基礎控除の適用が可能であり、かつ、相続税の課税価格に加算不要である点は前述した。

㋩　㋑及び㋺の計算は、次のとおり。

―１　ここでは、父の相続開始時期を85歳と想定し（60歳男の平均余命22.84年を考慮）、25回の贈与の実行により計算する。

➡　子に対して　110万円×25回＝2,750万円ⓐ

（注）　年齢要件を充足するまでの間、暦年課税制度による贈与を行うことを繰り込むことができる（この試算では省略する。）。

―２　受贈対象者に孫を繰り込む場合、その贈与可能年数の見積もりが必要。

ここでは、孫が18歳に達するまでは暦年課税、18歳に達した後は相続時精算課税により計算する。

➡・暦年課税贈与　110万円×18回＝1,980万円ⓑ

・相続時精算課税　110万円×８回(注)＝880万円ⓒ

（注）　孫が18歳に達したとき、祖父は78歳になっているので、祖父の相続開始を想定した85歳までに８回の精算課税基礎控除の適用が可能。

㋥　試算結果は、次表のとおり（実際には、複数の受贈者を繰り込むことになる）。

遺産見込み額	相続財産の減少	相続税課税価格への加算額	試算結果
A億円	2,750万円ⓐ		A億円－5,610万円
	2,860万円（＝ⓑ＋ⓒ）		
	計　5,610万円		

(3)　両者の比較

毎年110万円の少額贈与を実行した場合における両者の加算処理を比較すると次頁の**図表15**のとおりである（図中のパターンⒷは、相続時精算課税制度を選択した最初の年が相続開始前７年以内より後になっているので（より相続開始の時期に近くになっているので）、それより前の相続開始前

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません。

７年以内の暦年課税制度による贈与があると、暦年課税制度に係る贈与加算が必要になる点を示している。）(注)。

（注） 次の**図表15**を織り込み、次項「３」の**図表16－２**において、相続法（民法）における遺留分・特別受益に係る贈与の時期との関係を対比した整理を行っている。

図表15　連続した贈与と相続税の課税価格への加算の要否（概要図）

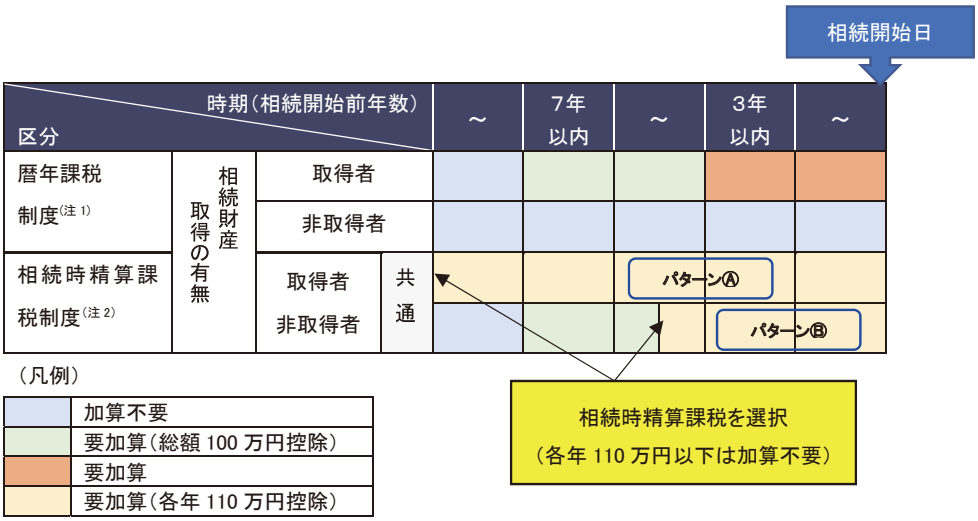

（注１） 年齢等の要件なし
（注２） 適用要件　贈与者：60歳以上の直系尊属、受贈者：18歳以上の直系卑属

３　遺留分・特別受益との関係

(1)　差異の整理・確認

令和５年度税制改正を受けて、令和６年度以降の贈与がどの程度活発化するかという点の予測は、現段階では控えておくべきであろう。とは言え、今回の税制改正を受け、民法（相続法）における生前贈与に関する遺留分（民法1042）*34や特別受益（民法903）*35の問題と相続税法における贈与加算の処理の間における差異を、より一層的確に意識することが必要になる場面が増えてくると考える。

両者の具体的な差異は、**図表16－１**のとおりである（下線を付した部分が令和５年度税制改正の関係部分である。）。したがって、例えば、将来、生前贈与を契機とした相続を巡る諍いが生じる懸念などがあれば、両者の差異を十分に踏まえて（意識して）贈与を実行する必要がある(注)。

（注） 令和３年４月の民法等の一部改正による特別受益や寄与分を織り込んだ具体的相続分による遺産分割の時的限界措置や不動産の相続登記の義務化などの施行にも注意が必要である（次表参照）。なお、これらの改正内容の概略は、拙書「改訂新版 要点 小規模宅地等の課税特例」（法

*34　見出し：遺留分の帰属及びその割合
*35　同上：特別受益者の相続分

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません。

令出版R4.12月刊）の「資料4　相続法　　（民法）の改正など」の1005頁参照。

❶改正民法	❷改正不動産登記法※	❸相続土地国庫帰属法[*36]
令和5年4月1日	令和6年4月1日	令和5年4月27日

※　相続登記申請の義務化及び相続人申告登記に関する施行日である（住所変更登記等の義務化、登記名義人の死亡情報等の表示制度や所有不動産記録証明制度の具体的な施行日は、本稿脱稿時では未定（公布の日（R3.4.28）から5年以内とされている。）。

図表16－1　遺留分・特別受益等と贈与（税）との接点

区分	相続法（民法）		相続税法
	遺留分（民法1042ほか）	特別受益（民法903）	相続税の課税価格への加算等（相法19ほか）
対象者（受贈者）	・相続人 ・相続人以外の者……孫なども対象	・共同相続人	・相続等により財産を取得した者（相法19） ・相続時精算課税適用者は相続財産の取得の有無を問わない（相法21の15・同21の16）
加算対象財産	・遺　贈		（遺贈による取得財産は直接的な課税対象財産）
	・贈与		
	・相続開始前1年間の贈与 ・当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知って贈与したとき…… 1年前の日より前の贈与も加算対象（民法1044①） ・相続人に対する贈与……相続開始前10年間の贈与（生計の資本等の贈与）が加算対象（民法1044③：上記の前倒し規定の準用あり（10年前よりの贈与への適用もあり得る））	・婚姻、養子、生計の資本としての贈与（民法903①）	・暦年課税制度……相続開始前7年以内の贈与（相続開始前3年超～7年以内の贈与金額の合計額から100万円を控除） （注）　特定贈与財産（配偶者控除額以下）及び相続時精算課税適用財産を除く（相法19ほか）。 ・相続時精算課税制度……同制度適用財産は、その贈与の時期を問わずに加算（相法21の15ほか）。ただし、適用後における各年の贈与金額から、各年110万円を控除。
具体的算定（評価時点等）	・原則……相続開始時の財産の価額（民法903①・同1043①） ・贈与財産の滅失等が生じているケース……贈与時の原状のままであるものとみなす（民法904・同1044②） ・金銭の贈与……貨幣価値の変動を考慮する場合もあり得る		・贈与時の財産の価額（時価）……価額固定効果 ただし、相続時精算課税を適用した土地・建物の一定の被災額については、みなし相続時に再計算措置の適用あり。
その他	・相続開始前の遺留分の放棄……家裁の許可を受けることにより可能（民法1049）	・被相続人（贈与者）の意思表示による「持戻しの免除」が可能（民法903③）	・贈与税額控除が措置されている（相法19） ・相続時精算課税適用事案については、贈与税が還付されるケースもある（相法33の2③）

[*36]「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」を指している。

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません。

⑵　留意点

図表16－１のような差異が生じてくるのは、相続法（民法）は「当事者間の衡平」という基本的な考え方に立脚しているのに対して、相続税法は民法の規律を前提としつつも、統一的な税務処理を行うための課税要件として、また、「課税に関する公平」の確保等がその基本的な考え方にあるからである。このように両者は別の範疇に属する事柄であるが、結局のところ、一の納税者に帰する問題であることに変わりはない。したがって、必要に応じ、このような差異が生じてくることを予め説明しておくことが必要である。

その場合、生前贈与財産に係る評価（価額査定）がⓐ遺留分や特別受益では相続開始時であるが、ⓑ相続税における加算処理では贈与時であることのほか、ⓒ対象となる贈与が行われた贈与の時期、すなわち、それぞれの規定がカバーしている贈与の範囲（期間）が**図表16－２**のとおり大きく異なっていることを看過してはならない。

図表16－２　生前贈与をカバーする範囲

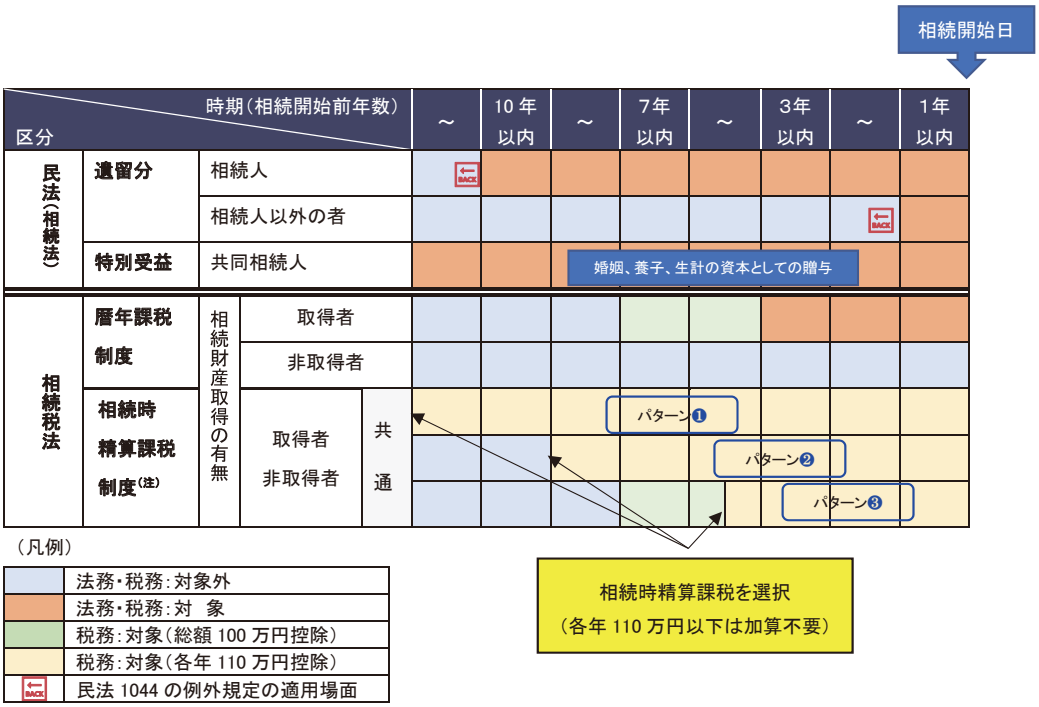

（注）　相続時精算課税制度における贈与加算の期間は、最初に同制度を適用した年分以降であり、この点を三つのパターンに分けて作図した。なお、パターン❸は、最初に同制度を選択適用した時期が相続開始前７年以内より後になっているので（より相続開始の時期に近くになっているので）、それより前の相続開始前７年以内の暦年課税制度による贈与があると加算対象になる。

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません。

第６　今後の検討課題

１　基本的な視点

⑴　概　括

税については、それぞれの人によって様々な受け止め方や考え方があることは言うまでもない。分けても相続税制は、相続税の廃止論も含めて幅広い意見がある。その主な理由は、所得税等が課税対象としている一般的な経済活動や経済取引と異なり、相続税制が、相続・贈与という人々の機微に触れる個人の価値観、人生観、家族観に直接結びつく税目だからである。加えて、間もなく戦後80年を迎える我が国が、一般論として豊かになってきたことによる個人資本の蓄積などを通じた経済社会全体のストック化の進展が大きく影響を及ぼしている。そして、何よりも、平成25年度税制改正による相続税の基礎控除額の引下げにより（平成27年施行）、相続税の課税対象者に拡がりを生じ(注)、納税者（国民）による相続税制（相続税・贈与税）への関心が高くなってきていることの影響が大きい。

（注）　相続税の課税割合（＝相続税額のある申告件数（被相続人の人数）÷死亡者数）は、現行の基礎控除額に引下げられる前の平成26年分で4.4％であったものが、令和３年分は9.3％になっている。

無論、税制としては、もっぱら税の視点に拠ってあるべき姿を検討・議論すべきということになろうが、令和５年度税制改正に向けて議論されたように、㋑（社会政策の一環と表現して差し支えないと考えるが、）相続税制に富の再分配機能を発揮することが期待される一方で、㋺経済政策の一環として資産の早期移転による富の有効活用が求められていることは前述したとおりである。また、相続税・贈与税が我が国の税収に占める割合は3.7％（令和４年度予算ベース）にすぎないが、相続税制といえども、納税者（国民）の生活や実社会に広く関わる制度である以上、これらの点が、引き続き、相続税制を巡る議論における基本的かつ継続的な課題、あるいは、ジレンマとして残っていくと考える。

⑵　個別的事項

今回の相続税制改正の個別的事項として、相続税の課税価格への贈与加算が不要となる精算課税基礎控除の導入は、平成15年度税制改正による同制度の創設後、少額贈与といえども、同制度適用後における特定贈与者の相続開始時までの贈与財産の累積課税を既に20年間にわたって適用してきたことから、大きな改正点になっている。また、暦年課税制度における加算期間延長は、財務省が再三にわたって米国の一生累積課税など諸外国の例を紹介してきた効果もあるのだろうが、昭和33年以来の65年ぶりの改正であることから、極めて大きな改正と言える。

無論、論者によって、令和５年度税制改正における相続税制の改正に関する評価も様々であろう。ただ、全体的な制度として、改正前に比べて大きな構造的変化は生じておらず、前述した「我が国の相続税制の構造的な課題」が根本的に解消されてはいない。したがって、今回の改正についても、相続税制を巡る中期的課題に関する検討が引き続き行われていくので、平成15年度税制改正による相続時精算課税制度の導入後

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません。

に、例えば、日本公認会計士協会が、租税調査会研究報告第13号「相続・贈与に係る税制について―相続税と贈与税の一体化の方向性―」（平成16年12月）を公表したように、今後も様々な議論が交わされていくことになる。そこで、以下、実務的な視点から若干の整理を行っておく。

なお、今後の議論が実際にどこまで発展するかという点について言及することは、浅学菲才の筆者には荷が重いが、本来であれば、直接的な相続税制を巡る課税要件等についての議論に留まることなく、税制の範疇においても、後掲44頁のOECDレポートにも触れられているように、個人に対する利子・配当、キャピタルゲインなど資本所得や個人資産に対する「資本課税制度（Capital taxation）」、あるいは、我が国でも一時期盛んに議論された二元的所得税論などに結びつく点も看過してはならないと考える。

2 実務的な視点

⑴ 前回寄稿における整理

本誌2021年（Ｒ３）４月号に一体的課税制度の構築に向けた検討をテーマにした拙稿を寄稿した。その骨子は次のとおりである。これらの点については、令和５年度税制改正による一体的課税制度の構築が一歩進められた現在でも、通用し得る切り口（問題意識）だと考えている（個々の課題については同誌に詳述したので、本稿では繰り返さない）。

第１に、㋑相続税が果たしている意義（機能）、㋺相続税の課税方式、㋩相続税と所得税との関係、㋥現行法における個人に係る贈与（受贈益）課税の規定構成などに触れた。

第２に、実務的な視点から、**図表17**の諸点に触れた。

図表17　検討課題の概観図（上記拙稿の記述項目）(注)

⑴加算等期間の伸長及び加算等の範囲	⑵価額固定効果	⑶相続税額の2割加算	⑷少額不追及	⑸その他			
				㋑贈与税の更正・決定の期間制限	㋺いわゆる「名義財産」の判定等への影響	㋩小規模宅地等の課税特例	㋥基礎控除額、税率、経過規定

（注）　今回の寄稿に際し、図表の各項目の記号番号を改めている。
なお、⑸㋺は、今回の寄稿に当たって加筆した項目である。この問題の実際的な課税場面では、贈与税の更正等の期間制限を経過している年分の資金移動、名義変更などに該当するか否かの点が、その実際的な判断に直接的な影響を及ぼす。

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません。

したがって、生前贈与の相続税課税への取り込み対象期間が長くなればなるほど、資金移動などの事実さえ確認できれば、名義財産であるか否かを巡る実質的な財産の帰属者を云々することなく、相続税による取戻し課税の対象になり得る場面が増加してくる。その結果、この問題に対する税務当局や納税者・税理士等の対応も、現在とは様変わりしてこよう。しかしながら、その課税事実がかなり古いものであれば、事実関係の立証など別の問題が生じてくることは、28頁に前述した実務的視点と同じである。

⑵　個別問題の改正動向への注視

相続税・贈与税の一体的課税制度に関する改正は、令和５年度税制改正によって当面の整理が行われたことになる。したがって、令和６年度以降の税制改正において、従来から問題視され、積み残されている個別問題に関する見直しが行われていくことになる。

具体的には、次のイ及びロの点に関する改正動向を注視していく必要がある。

また、ハに触れるマンションの相続税評価について、一般日刊紙にも大きく報道された令和４年４月19日の最高裁（三小）の判決が契機の一つとなり、令和５年度税制改正大綱にその評価方法の見直しを行うとされた財産評価基本通達の改正に注目する必要がある。

イ　小規模宅地等の課税特例関係（注）

ⓐ対象宅地等に係る継続要件の期間、ⓑ超過債務金額に係る債務控除、ⓒ特例適用対象者以外の者の相続税額への影響の三つの点が、既に平成31年度税制改正大綱（同大綱２頁）において俎上に上げられている。

なお、ⓐの点は、平成29年11月に会計検査院が国会及び内閣に提出した報告書によっても問題提起が行われた事項である。

（注）　詳細は、前掲拙書「改訂新版 要点 小規模宅地等の課税特例」のQ115・905頁参照。

ロ　法人版事業承継税制関係（「中小企業者」要件等）（注）

この点も会計検査院による問題提起事項である。会計検査院は、平成29年11月に国会及び内閣に対して措置法に規定されている相続税関係の特例の適用状況について報告書を提出した。そして、本制度について次の二つの問題点を指摘している。

ⓐ　資本金の額に対して多額の資本剰余金の額を計上している会社が見受けられた。

ⓑ　資産保有型会社等について事業実態がある会社として、事業実態に係る資産のみではなく、全ての資産の価額を対象として法人版事業承継税制が適用されていた。

（注）　詳細は、当研究所編「改訂新版　法人版事業承継税制の実務詳解」（大蔵財務協会　R4.3月刊）の拙稿・問218・1083頁参照（ちなみに、地方税である外形標準課税についても税制改正の動きがあるので、令和６年度以降の税制改正に向けた動向に注意が必要である）。なお、特例制度（措置）の適用期間終了の令和９年12月末に向けた動向にも注視する必要がある。

ハ　マンション評価（財産評価基本通達）の改正関係

令和５年度税制改正大綱に記されたマンション評価に関する財産評価基本通達の改正に向け、令和５年１月30日に国税庁に７名の有識者で構成された「マンション評価に係る財産評価基本通達に関する有識者会議」が設けられ、同通達改正に向けた検討が進められている（国税庁HP報道発表資

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません。

料参照)。国税庁HPの資料によると、同会議は、「本会合は国税庁がその検討に際し必要な事項について有識者から意見聴取することを目的とする。」とされ、また、同通達改正に関して、「国税庁としては、相続税法の時価主義の下、あくまで適正な時価評価の観点から見直しを行うこととしており、今回の見直しは、評価額と時価の乖離を適切に是正することを目的とするものであって、一部の租税回避行為の防止のみを目的として行うものではない。」とされている。

令和５年中の通達改正が予想されるところ、最終的な通達改正に向け、引続き、同会議における検討を注目する必要がある。

（以上）

【別表】 相続時精算課税制度と暦年課税制度の全体像の比較（Ｒ５税制改正後）

（※） 下線は、令和５年度税制改正による措置である。

<table>
<tr><th colspan="2">事　項</th><th>相続時精算課税制度</th><th>暦年課税制度</th></tr>
<tr><td rowspan="2">贈与者</td><td>年齢</td><td>60歳以上（注１）</td><td rowspan="4">制限なし。ただし、各種特例の適用を受ける場合、一定の制限あり。（例）配偶者控除：婚姻期間20年以上の夫婦間における居住用不動産、取得資金の贈与</td></tr>
<tr><td>受贈者との関係</td><td>直系尊属（父又は母、あるいは祖父母）（注２・３）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">受贈者</td><td>年齢</td><td>18歳以上（注１）</td></tr>
<tr><td>贈与者との関係</td><td>直系卑属（子又は孫）（注２・３）</td></tr>
<tr><td colspan="2">対象財産</td><td colspan="2">制限なし（注４）</td></tr>
<tr><td colspan="2">控除額</td><td>㋑110万円の基礎控除（新相法21の11の２・新措法70の３の２）（注５）
㋺特別控除2,500万円（新相法21の12）（注６）</td><td>基礎控除110万円（相法21の５・措法70の２の４）（注７）</td></tr>
<tr><td colspan="2">税率</td><td>一律20%の比例税率</td><td>㋑累進税率（10%～55%）
㋺税率特例（注８）</td></tr>
<tr><td colspan="2">届出書の提出</td><td>最初に適用する年分の申告の際、贈与税の申告書とは別に「相続時精算課税の選択届出書」の提出が必要</td><td>不要</td></tr>
<tr><td rowspan="3">主な税務上の効果等</td><td>110万円＋2,500万円を超えた贈与</td><td>課税価格に20%を乗じた税額を納税</td><td></td></tr>
<tr><td>暦年課税制度への復帰</td><td>不可</td><td></td></tr>
<tr><td>その贈与者の相続開始に係る相続税との関係（相続税の課税価格への加算）</td><td>㋑相続財産取得の有無を問わず制度適用年分以降の贈与財産の贈与時の価額を加算（例外：下記㋩参照）
㋺適用年分以降、各年110万円までの贈与金額は加算不要（新相法21の15①、21の16）
㋩一定の土地・建物への一定の被災に伴う減額措置（再計算）の適用あり（新措法70の３の３）</td><td>㋑相続財産を取得した者に係る贈与財産の贈与時の価額を加算
㋺相続開始前７年以内の贈与金額を加算（新相法19①）（下記の㋩を除き、各年110万円以下の贈与金額も加算）
㋩延長期間の４年間については、総額100万円が加算不要（新相法19①）</td></tr>
</table>

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません。

	債務控除	控除可能（注９）	控除不可（純資産価額ゼロで頭打ちとなるので、超過債務金額は生じてこない）（注10）
	税額控除・還付の有無	控除適用・還付あり	控除適用・還付なし

（注１） いずれも贈与の年の１月１日時点における満年齢である。
（注２） 相続税法は、贈与者の推定相続人（原則：子）であることを適用要件としているが（相法21の９①）、措置法により、その対象を孫に拡大している（措法70の２の６①）。また、個人版又は法人版事業承継税制（特例制度）の適用を受ける場合、いわゆる第三者承継への相続時精算課税制度の適用が可能である（措法70の２の７、同法70の２の８）。
（注３） 義父や義母などは傍系尊属であり、相続時精算課税制度の適用が可能な贈与者には該当しない。
（注４） 贈与税の各種特例の適用を受ける場合、それぞれの特例に応じて財産の種類等が制限される。
（注５） 令和５年度税制改正により、暦年課税制度の基礎控除とは別に設けられた控除額である（新相続税法21条の11の２が規定している基礎控除額は60万円であるが、新措置法70条の３の２の規定により110万円になっている）。なお、特定贈与者が２人以上いる場合、前記図表８⑷㋑の点に注意。
（注６） 一の贈与者と一の受贈者に個別的に適用される累積限度額（控除適用可能額）である。したがって、１人の子（孫）は、父、母、祖父及び祖母、それぞれの贈与者について2,500万円ずつの特別控除の適用が可能であり、最大枠の総額として１億円の特別控除額になる（もっとも、それぞれの贈与者が贈与可能な財産を有していることが前提になる）。なお、精算課税基礎控除との適用の先後関係の違いに注意（前記図表７参照）。
（注７） 相続税法21条の５が規定している基礎控除額は60万円であるが、措置法70条の２の４の規定により110万円になっている（平成13年度税制改正）。
（注８） 贈与の年の１月１日時点で18歳以上の者が、その直系尊属から贈与を受けた場合、適用する贈与税の税率（累進税率）が一定程度緩和されている（措法70の２の５）。
（注９） その納税義務者としての態様に応じて、控除可能な債務の範囲が異なっている（相法13，21の15②、21の16②参照）
（注10） 相続税法13条（債務控除）、相続税法基本通達19－５《債務の通算》参照

参考１ 相続税における贈与加算の沿革

令和５年度税制改正前までの相続税法における贈与財産の相続税の課税価格への加算に関する沿革を取りまとめておく。

相続税創設時（明治38年）

○ 遺産課税方式の相続税
⑴ 相続開始前１年以内の国内財産の贈与を加算（創設時相法３）。
⑵ 国内所在の不動産及び船舶以外（注１）の一定額の財産を被相続人（贈与者）が推定相続人（推定家督相続人・推定遺産相続人）に対して贈与したときは、遺産相続が開始したものとみなして、その財産の価額により相続税を課税（創設時相法23）（注２）。
（注１） 当時の不動産及び船舶の贈与に係る登録免許税率の方が相続税率より高かったので除かれていたようである（稲葉敏「相続税法義解」（M39年刊）256頁）。
（注２） 当時、贈与税は創設されていなかった。

昭和22年度改正

⑴ 贈与税が相続税とは別の税目として創設。
⑵ その課税方法は、贈与者が行った一生の間における贈与を合算して贈与者に対して累積課税を行うというもので、贈与の度ごとに上積み計算を行って贈与税額を計算。
⑶ 相続開始前２年以内の贈与を遺産の価額に加算して相続税を課税。

昭和25年度改正

○ 取得者課税方式の相続税
⑴ 相続税と贈与税を一本化。
⑵ 相続、遺贈又は贈与による財産の取得者（受贈者等）に対して、その者の一生を通じた取得財産の累積額が相続税の課税標準とされた。

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません。

昭和28年度改正
○　遺産取得者税方式の相続税 ⑴　改正前の「一生累積課税」を廃止。 ⑵　㋑受贈者課税方式による贈与税が導入され、㋺相続開始前贈与の相続税の課税価格への加算期間は「２年」とされた。
昭和33年度改正
○　法定相続分課税方式の相続税 ⑴　相続開始前贈与の加算期間が「３年」に延長。 この昭和33年の改正に先立ち、政府税制調査会による「相続税制度改正に関する答申」（昭和32年12月）の「第２　要綱」では、「相続開始前５年以内の贈与加算」（答申７頁）及び「５年以内の贈与財産の累積課税」（同９頁）が答申された。しかしながら、執行上の困難性などを考慮し、加算期間を改正前の２年から３年と、１年の延長（加算期間３年）に留められた。相続開始直前の分割贈与による税負担回避への対応期間として、当時は、適当な期間と認識されたものと思われる。 ⑵　贈与税について、同一贈与者からの３年間の「累積課税制度」も導入（同制度は昭和50年度税制改正によって廃止）。
平成15年度改正
⑴　相続時精算課税制度が創設。 ⑵　同制度適用年分以降、その贈与者（特定贈与者）から贈与された贈与財産を贈与時の価額で相続税の課税価格に加算（その受贈者による相続財産取得の有無を問わない）。

参考２　諸外国との比較

相続税・贈与税の一体的課税制度の構築に向けて、従来から、外国の制度を参考にして検討が進められてきた。このため、生前贈与に関する下記**図表**①の米国の遺産課税方式における一生累積課税制度、あるいは、遺産取得課税方式の下で、加算期間が10年であるドイツや15年であるフランスなどの相続税と贈与税の関係が財務省によって度々紹介されてきた。とは言え、下記**図表**②～④(注)のように、それぞれの国における財産保有の偏在の実状、相続税等の課税割合、資産移転に対する課税（税制）などに大きな差がある。したがって、相続開始前贈与の加算期間延長の問題一つをとってみても、相続制度の相違などをはじめとした国ごとの違いは大きいので、令和５年度税制改正に向けた比較情報等として活用されてきたが、加算期間の延長年数の直接的な根拠情報等にはなり得なかったと考えられる。

（注）　図表②及び③は、OECD（経済協力開発機構）のHPに掲載されている「OECD諸国の相続税（Inheritance taxation in OECD countries）」に関する小冊子（brochure）から、その資料の一部を引用している（https://www.oecd.org/tax/tax-policy/inheritance-taxation-in-oecd-countries-brochure.pdf参照）。

なお、図表④の財務省資料もOECDのレポートを基に作成された資料になっている。

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません。

〈図表①　我が国と諸外国の相続・贈与に関する税制の比較〉

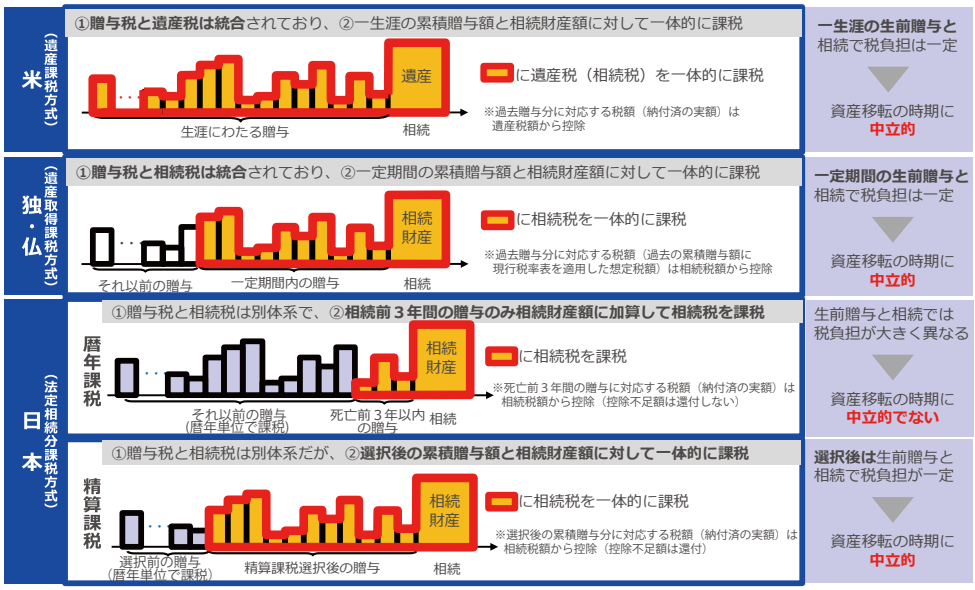

（出典）　前記政府税調資料26頁

〈図表②　富裕層上位１％と10%が全世帯の家計資産に占める割合〉

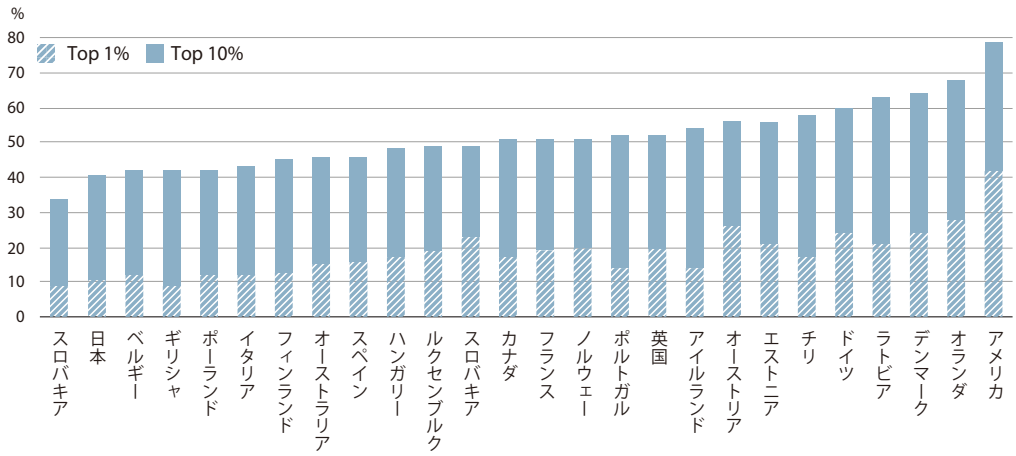

Note : 2015 or latest available year. See Inheritance Taxation in OECD Countries for additional information on source data.
Source: OECD Wealth Distribution Database, oe.cd/wealth

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません。

〈図表③　主要国における相続税又は遺産税の対象となる遺産の割合
（全ての遺産に占める割合%）〉

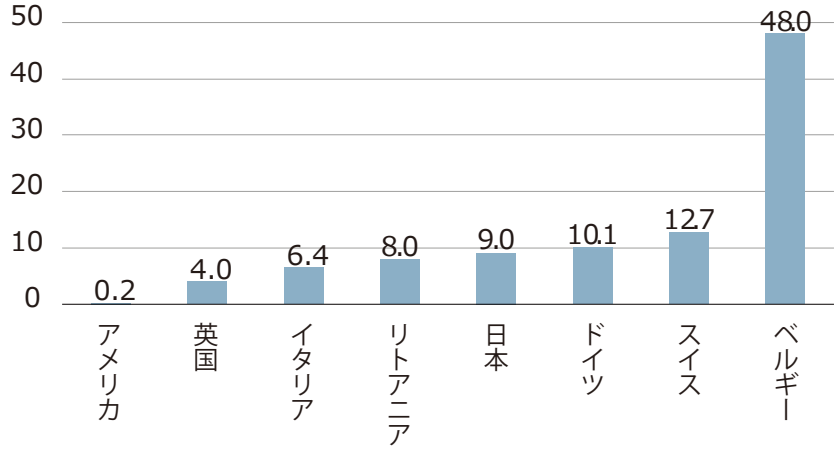

Note: 2019 or latest available year. Belgium: refers to the Brussels-Capital Region. Switzerland: refers to the Canton of Zurich.

Source: OECD Questionnaire on Inheritance, Estate, and Gift Taxes

〈図表④　OECD諸国における資産移転に対する課税〉

OECD36ヶ国のうち24ヶ国が資産移転に対して課税しており、このうち20ヶ国は受益者に相続税を課している。

税の種類	国
相続税・贈与税	アイスランド、アイルランド、イタリア、オランダ、ギリシャ、スイス※1、スペイン、スロベニア、チリ、ドイツ、トルコ、日本、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー※2、ポーランド、ポルトガル、リトアニア、ルクセンブルグ
遺産税・贈与税	アメリカ、イギリス、韓国、デンマーク
贈与に対する個人所得課税	ラトビア、リトアニア（相続税とは別に課税）
相続税・遺産税を廃止（カッコ内は廃止した年）	メキシコ('61)、カナダ ('72)、オーストラリア ('79)、イスラエル('80)、ニュージーランド('92) 、スウェーデン('04)、スロバキア('04)、オーストリア ('08)、チェコ('14)、ノルウェー('14)

※1　チューリッヒ州
※2　ブリュッセル首都圏

（出所）OECD (2021), Inheritance Taxation in OECD Countries, OECD Tax Policy Studies,OECD Publishing, Paris

（出典）　前記政府税調資料　54頁

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません。

塩野入 文雄
（しおのいり ふみお）
税理士

◆経歴　平成21年 税理士登録
平成21年（旧）青空税理士法人 日比谷事務所
平成24年～ 個人事務所開設（開業）
平成25年～ 東京税理士会 会員相談室（面談相談）相談委員
平成27年～　野村資産承継研究所　主席研究員（顧問）

◆著書等　著　改訂新版「要点 小規模宅地等の特例―財産の三世代間継承に向けてⅢ―」〔法令出版 R 4 .12月刊〕
第 4 版「要点・譲渡所得【第一編　総説・不動産譲渡の特例関係】」〔同上 R 2 .12月刊〕
編著　改訂新版「法人版事業承継税制の実務 詳解」〔大蔵財務協会 R 4 . 3 月刊〕
「空き家を巡る税務―空き家譲渡の3,000 万円控除の特例を中心に―」〔新日本法規出版 H30. 5 月刊〕
「税制改正の要点解説」（平成22年度～令和 5 年度版）〔清文社〕
共著　「配偶者居住権の税務詳解」〔清文社R 3 .12月刊〕
「新株式評価通達対応　非上場株式の評価ガイドブック」〔ぎょうせい H29.10月刊〕
「資産・事業承継対策の現状と課題」〔大蔵財務協会 H28.12月刊〕
第 3 版「要点・譲渡所得【第二編：株式等の譲渡所得・信託と譲渡所得関係】」〔法令出版 H28. 8 月刊〕
「教育資金一括贈与の特例―財産の三世代間継承に向けてⅡ―」〔同上 H25. 9 月刊〕
「要点 贈与税―財産の三世代間継承に向けて―」〔同上H24.11月刊〕　ほか

本誌掲載記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。また無断複写（コピー）は著作権法上での例外を除き、禁じられています。ケーススタディ等に登場する人物・団体は、実在の人物及び団体とは一切関係ありません。